

令和3年度

包括外部監査報告書

(県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について)

令和4年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 瀬瀬和雅

目 次

第1 監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件	1
1. 選定した特定の事件	1
2. 包括外部監査の監査対象部署	1
3. 包括外部監査対象期間	1
4. 特定の事件を選定した理由	1
【3】包括外部監査の方法	2
1. 監査の視点	2
2. 主な監査手続	2
【4】包括外部監査人補助者	3
【5】包括外部監査実施期間	3
【6】利害関係	3
第2 県立学校を取り巻く状況と概要	4
【1】教育委員会の概要について	4
1. 教育委員会の組織	4
2. 教育委員会の予算	4
3. 教育委員会の事業分掌	12
【2】教育施策に関する計画について	16
1. 和歌山県長期総合計画について	16
2. 第3期和歌山県教育振興基本計画について	16
3. 学校教育指導の方針と重点について	17
【3】県立学校の概要について	21
1. 県立学校の種類、名称、分布	21
2. 県の人口推移及び県立学校の生徒数の状況	24
3. 教職員数の状況	28
4. 監査対象とした学校の概要	30
第3 監査の結果及び意見（総論）	40
【1】監査の結果及び意見の一覧表	40
【2】重要な監査の結果及び意見の要約	41
1. 県立高校の具体的再編について（意見①）	41
2. 教員の勤務時間実態把握調査の実施方法について（意見②）	41
3. 学校評価に関する教育委員会の役割について（意見⑥⑨を中心に）	42
第4 監査の結果及び意見（各論）	44
【1】県立高校の再編計画	44

1. 概要	44
2. 監査の視点	48
3. 監査手続	48
4. 監査の結果及び意見	48
【2】 労務管理、働き方改革及び業務効率化	49
1. 概要	49
2. 監査の視点	52
3. 監査手続	52
4. 監査の結果及び意見	53
【3】 その他教育委員会全般	54
1. 概要	54
2. 監査の視点	54
3. 監査手続	55
4. 監査の結果及び意見	55
【4】 学校評価	57
1. 概要	57
2. 監査の視点	61
3. 監査手続	61
4. 監査の結果及び意見	61
【5】 危機管理及び安全管理	70
1. 概要	70
2. 監査の視点	72
3. 監査手続	72
4. 監査の結果及び意見	73
【6】 物品及び備品管理（含：図書、薬品）	74
1. 概要	74
2. 監査の視点	75
3. 監査手続	76
4. 監査の結果及び意見	76
【7】 情報管理	79
1. 概要	79
2. 監査の視点	80
3. 監査手続	80
4. 監査の結果及び意見	80
【8】 寄付金管理	83
1. 概要	83
2. 監査の視点	83

3. 監査手続	83
4. 監査の結果及び意見.....	83
【9】 奨学金管理	84
1. 概要	84
2. 監査の視点	88
3. 監査手続	88
4. 監査の結果及び意見.....	88
【10】 学校徴収金	90
1. 概要	90
2. 監査の視点	91
3. 監査手続	91
4. 監査の結果及び意見.....	92

第1 監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件

1. 選定した特定の事件

県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について

2. 包括外部監査の監査対象部署

教育委員会及び県立学校並びに関連事務を行うその他の課等

3. 包括外部監査対象期間

令和2年度（自：令和2年4月1日 至：令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても監査対象とした。

4. 特定の事件を選定した理由

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、知事と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進することを目的として、「和歌山県総合教育会議」が設置され、その後、同会議により本県教育の基本方針を示す「第3期和歌山県教育振興基本計画」（平成30年2月）が大綱として決定された。そこには、少子高齢化の進行、グローバル化・高度情報化や技術革新による社会の変化といった状況を踏まえて、教育分野の将来像を「未来を拓くひとを育む和歌山」とし、その実現に向けた取組の基本的方向が示されている。

次代を担う人材を育成するという観点において、県の教育行政への期待は昨今の環境から非常に高いと考えられ、それは、令和2年度の一般会計当初予算において、教育費が歳出合計の約20%と最大の比重を占めているところにも窺える。しかしながら、少子高齢化に伴う社会保障費の増嵩や人口減少に伴う歳入の減少といった情勢を勘案すると、県の財政面における将来見通しは予断を許さない状況にある。この点は、第6期きのくに教育審議会が答申「これからの県立高等学校の在り方について」（令和2年8月）を取りまとめるに当たり、「更なる生徒減少への対応」と「高等学校教育の充実」の二つを柱に15年後を想定した県立高等学校の在り方や再編整備について議論が重ねられたことにも通じるところがある。学校そのものだけでなく、家庭、地域、企業等の多様な主体との連携・協力のもと、県民一体となった施策の推進を図るものであることから、県立学校に対する県民の関心は高く、学校運営といえども一定の経済性・効率性が要請される状況にあると言える。

視点を変えると、いわゆる「働き方改革関連法」の施行に伴い、学校の教職員も働き方改革の取組が求められているが、社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校の教職員は各種資料作成や部活動の対応等に時間を割かれ、長時間勤務の解消がそれほど進んでいない。また、他団体での不正事例を受けて学校徴収金の徴収・管理の適正化が求められるなど、業務管理面から県立学校の管理状況を検討する余地があると考える。

しかしながら、かかる県立学校の管理については、これまで一度もテーマとして取り上げられておらず、このタイミングで検討することには十分な意義が認められる。

そこで、県立学校についてその財務事務が適切に行われているかを合規性・経済性・効率性・有効性等の視点から調査報告することは県民の利益に資するものであると判断し、特定の事件を選定した。

【3】包括外部監査の方法

1. 監査の視点

- (1) 第3期和歌山県教育振興基本計画は適切に推進されているか
- (2) 県立学校施設の耐震対策、老朽化対策は計画的に行われ、また、個別工事の契約事務は適切に行われているか
- (3) 物品の調達、委託契約等の契約事務は適切に行われているか
- (4) 校舎等の公有財産及び事務機器等の物品の管理は適切に行われているか
- (5) 情報セキュリティの管理は適切に行われているか
- (6) 学校徴収金に係る債権管理は適切に行われているか
- (7) 寄附金等の受入事務は適切に行われているか
- (8) 県費外会計（私費会計）の管理事務は適切に行われているか
- (9) 教職員等の労務管理は適切に行われているか
- (10) 学校評価は適切に行われているか

2. 主な監査手続

- (1) 県立学校に関する概要の把握
- (2) 所管課からのヒアリング
- (3) 関連する法令・条例・規則・要領・要綱、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 県立学校の視察及び現物実査
- (5) 収入支出、契約事務等に関するサンプルテスト
- (6) 比率分析等の分析的手続

【4】包括外部監査人補助者

公認会計士	山岡正人
公認会計士	山根健史
公認会計士	中井宏美
公認会計士試験合格者	木津純菜

【5】包括外部監査実施期間

令和3年8月1日から令和4年3月31日まで

【6】利害関係

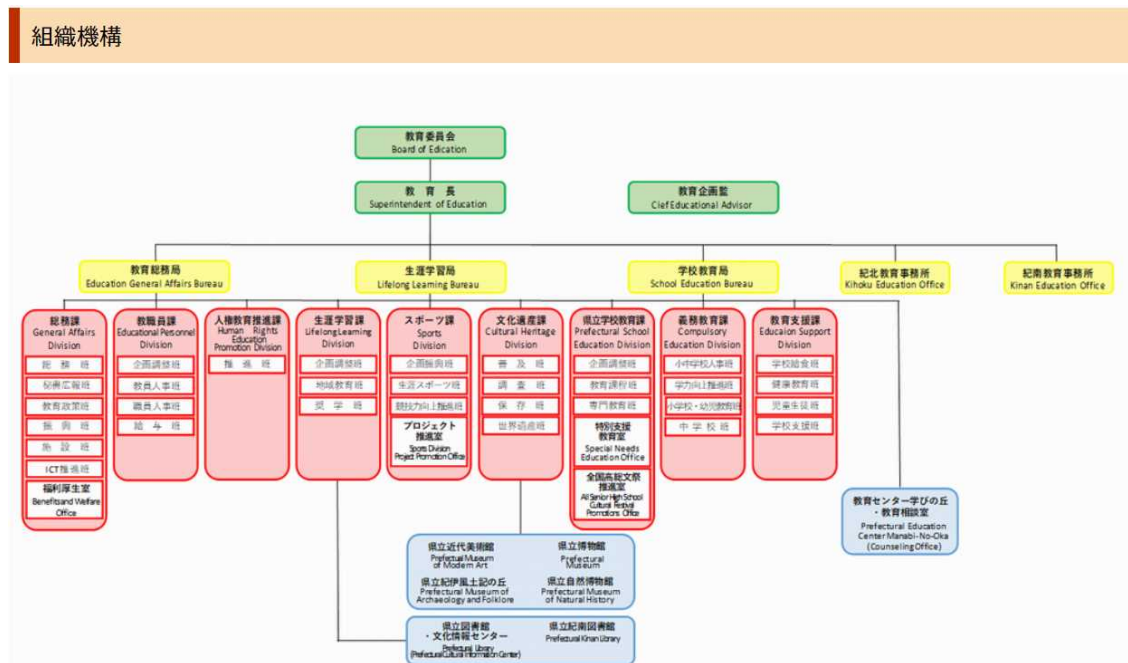
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2 県立学校を取り巻く状況と概要

【1】教育委員会の概要について

1. 教育委員会の組織

教育委員会の組織については、以下のとおりである。



(出所：県教育委員会ホームページより抜粋)

2. 教育委員会の予算

(1) 一般会計

教育委員会の一般会計予算について、一般会計県予算と比較すると、以下のとおりである。これによると、令和2年度の教育委員会予算は、県予算の16.3%となっており、大きなウェイトを占めている。

(単位：千円)

	令和2年度	令和元年度	比較	
	予算額 (A)	予算額 (B)	増減額 (A-B)	伸率
県 予 算	590,460,898	553,065,662	37,395,236	6.8%
教 育 費	96,386,379	96,998,711	▲612,332	▲0.6%
構 成 比	16.3%	17.5%		

(出所：「教育委員会所管 令和2年度当初予算の概要」より抜粋)

また、上記予算額のうち、主要な事業予算とその内容は以下のとおりである。

事業名 〔所属名〕	当初予算額 (前年度予算額) (千円)	事業の説明
〔総務課〕 高校生のための和歌山 未来塾	1,498 (1,406)	様々な分野のオピニオンリーダーを招いて、高校生向けの教育講演会を開催する。
〔総務課〕 教育ネットワーク・I CT環境整備	266,086 (245,204)	県立学校における校内通信ネットワークを運用するとともに、普通教室へのプロジェクタ等を配備する。
〔総務課〕 南紀・はまゆう支援学 校再編整備	670,493 (173,685)	南紀支援学校・はまゆう支援学校を再編統合し、令和5年度に新たな特別支援学校を開校するための新校舎建設工事を行う。
〔総務課〕 〔義務教育課〕 〔学校人事課〕 〔教育センター学びの丘〕 これからの和歌山の教育 をつくる教職員の育成	20,170 (一)	各教科研究団体等が行う研修への支援、教職員の研修情報の「見える化」、高い専門性を必要とする業務への退職教員の登用により、教職員が自ら進んで資質・能力の向上に取り組める体制を整備する。
〔生涯学習課〕 奨学のための給付金 (公立分)	395,251 (438,401)	授業料以外の教育費負担を軽減し、安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対し給付金を支給する。
〔生涯学習課〕 和歌山県大学生等進学 給付金	96,258 (96,258)	意欲と能力が高い者が、経済的な事情に左右されず、大学等に進学し、将来の地域社会の担い手となるよう支援するため、低所得世帯でUターンを志望する生徒等に対し給付金を支給する。
〔生涯学習課〕 地域ふれあいルーム推進	15,802 (16,474)	子供の安全で安心な放課後や、週末等における居場所づくりを進めるため、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の協力を得ながら、様々な体験活動、スポーツ・文化活動、子供と大人の交流活動等を実施する「地域ふれあいルーム」や、「いきいき交流教室」の開設・運営を支援する。

事業名 〔所属名〕	当初予算額 (前年度予算額) (千円)	事業の説明
〔生涯学習課〕 きのくに共育コミュニティ	9,259 (14,207)	学びを核に全ての人がつながり、支え合う「地域共育コミュニティ」の取組を充実させる。また、地域ぐるみの子育て体制の整備、親自身の学習機会の充実の構築を図る。
〔生涯学習課〕 子どもの居場所づくり	21,906 (18,353)	従来からの取組である学習支援や大人との交流の機会を提供する「子どもの居場所」を拡充し、放課後等にひとりで過ごさなければならぬ子供たちの学習習慣の定着や自尊心の高揚を図る。
〔生涯学習課〕 学びのセーフティネット	21,472 (15,557)	年齢や国籍に関係なく、学びの機会を提供するため、義務教育未修了者、中途退学者、日本語支援が必要な人及び学び直しを希望する人を対象とした講座を開設する。
〔生涯学習課〕 訪問型家庭教育支援	7,268 (一)	地域人材を中心とした家庭教育支援チームを形成し、家庭訪問等による個別の相談対応を実施する市町村を支援することにより家庭の教育力の向上を図る。
〔県立図書館〕 南葵音楽文庫	9,854 (57,274)	読売日本交響楽団から寄託された、紀州徳川家ゆかりの南葵音楽文庫を保管・整備するとともに、文庫を活用した啓発・普及活動を実施し、県民がより一層音楽文化に親しむ契機とする。
〔スポーツ課〕 〔健康体育課〕 スポーツ好循環の創出 (国体後の競技力維持 向上施策)	250,078 (280,023)	紀の国わかやま国体における男女総合優勝で得られた成果を活かし、国体後も高い競技力を維持向上するため、ジュニア育成・少年強化、成年強化、指導者養成、医・科学サポートの4本柱を中心にスポーツ好循環の創出に取り組む。
〔スポーツ課〕 和歌山県市町村対抗ジュ ニア駅伝競走大会開催	15,250 (15,713)	各市町村を代表する小中学生で編成したチーム対抗の第20回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会を実施する。

事業名 〔所属名〕	当初予算額 (前年度予算額) (千円)	事業の説明
〔スポーツ課〕 マスターズスポーツ推進	41,568 (18,647)	スポーツを核とした「元気な和歌山」を実現するため、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催準備を進めるとともに、各スポーツ大会等と連携した「関西マスターズスポーツフェスティバル」を開催する。
〔スポーツ課〕 スポーツキャンプ誘致の推進	8,741 (9,971)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた海外ナショナルチーム及び日本代表チームの事前キャンプの受入れを実施する。
〔スポーツ課〕 さあ スポーツだ！プロジェクト	8,086 (7,882)	生涯にわたってスポーツに親しむ気運を醸成するため、わかやまりレーマラソンの開催や、マスターズスポーツ体験会を実施する。
〔スポーツ課〕 東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー運営	80,071 (-)	東京2020オリンピック聖火リレーにおけるセレブレーション会場の準備や聖火リレー実施市町への支援を行うとともに、東京2020パラリンピック聖火リレーの採火・出立イベントを実施する。
〔文化遺産課〕 文化財保護育成補助	50,000 (50,000)	国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、建造物、美術工芸品、史跡等の保存整備や防災施設の設置等に対し補助を行う。
〔文化遺産課〕 世界遺産管理	13,691 (13,691)	世界遺産緊急保全対策として、風水害等により損傷した世界遺産に関する資産の修復・保全等に対し補助を行う。
〔文化遺産課〕 未来につなげる文化財次世代継承	21,168 (30,288)	災害による損壊等に備えた重要文化財建造物等のデータ蓄積や歴史的建造物の保存・活用の促進、近代の文化遺産の調査、仏像の盗難を防止するための取組を行う。

事業名 〔所属名〕	当初予算額 (前年度予算額) (千円)	事業の説明
〔近代美術館〕 展覧会開催	38,126 (27,316)	特別展1回、企画展3回を開催し、国内外の優れた美術作品を鑑賞する機会を県民に提供するとともに、常設展では館蔵作品を幅広く紹介する。
〔近代美術館〕 大規模展覧会「近現代 版画の名作展」(仮称)	19,512 (一)	福島県立美術館との共催により、近現代における日本の版画の名品を集め、その歴史を紹介する大規模展覧会「近現代版画の名作展」を開催する。
〔近代美術館〕 芸術に親しもう！	6,532 (7,646)	県立近代美術館への来館が困難な地域(令和2年度は紀中地方)の生徒を対象に、美術館が出張する「おでかけ美術館」を開催し、若手作家の展覧会やワークショップを通して文化芸術に親しむ機会を提供する。
〔県立博物館〕 展覧会開催	10,509 (15,027)	常設展は、本県の原始から近現代に至る歴史と文化を展示し、また企画展は、それぞれ和歌山県の歴史や文化財をテーマとして、収蔵品を中心に展示する。特別展は、県内に残された貴重な文化財を、テーマに即して調査研究のうえ展示し、歴史と文化について認識を深める機会を県民に提供する。
〔紀伊風土記の丘〕 特別史跡岩橋千塚古墳 群等保存整備・活用	86,674 (91,581)	既指定地である天王塚古墳の整備計画策定と、紀伊風土記の丘園路から天王塚古墳までの連絡通路の整備を進めるとともに、その他の古墳についても計画的に保存整備し、この地域の歴史・文化のすばらしさを県内外に強くアピールする。
〔紀伊風土記の丘〕 ふるさと紀の国ふれあ い体験	2,617 (2,519)	生涯学習活動の充実や、学校教育を積極的に支援するため、教育普及事業として、考古・民俗に関する体験学習を企画・実施する。

事業名 〔所属名〕	当初予算額 (前年度予算額) (千円)	事業の説明
〔紀伊風土記の丘〕 大規模特別展「埴輪が語る古墳の祀り」	7,386 (一)	埴輪からみた古墳の葬送祭祀をテーマとした大規模特別展「埴輪が語る古墳の祀り」を開催する。
〔自然博物館〕 教育普及展示	12,957 (7,710)	常設展の他、特別展「大集合！はたらくナマコのワンダーランド」、きのくに野外博物館16回、自然博物館体験教室3回、講演会2回、ジュニア自然博アカデミーを開催し、和歌山の豊かな自然を紹介するとともに自然に関する知識を県民に普及する。
〔県立学校教育課〕 特別支援学校看護師派遣	66,736 (52,093)	たんの吸引や経管栄養等医療的ケアを必要とする、肢体不自由の児童生徒への対応を適切に行うため、県立特別支援学校に看護師を派遣する。
〔県立学校教育課〕 〔義務教育課〕 国際人育成プロジェクト	170,003 (175,622)	世界で活躍できる人材（国際人）を育成するため、教員の英語力向上や英語教育環境の充実など「実践的な英語力向上」の取組を総合的に推進する。
〔県立学校教育課〕 高校生チャレンジ推進	1,273 (1,309)	世界大会や全国大会等に挑戦する生徒を支援することで、生徒の可能性を広げ、地域活性化につながる人材の育成を図る。
〔県立学校教育課〕 全国高等学校総合文化祭開催準備	72,009 (28,905)	全国高等学校総合文化祭和歌山大会開催に向け、円滑な大会運営を図るための実施計画の策定や、部門強化、広報活動等を促進させるとともに、本大会前年のプレ大会を開催する。
〔義務教育課〕 〔県立学校教育課〕 きのくにICT教育	80,021 (175,348)	小学校から高校まで体系化したプログラミング教育等を実施するため、プログラミング教育支援員の派遣を行うとともに、教員研修等を実施する。
〔義務教育課〕 幼児教育総合プロジェクト	5,352 (8,902)	幼稚園・保育所・認定こども園の保育内容の充実を図るとともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を推進する。

事業名 〔所属名〕	当初予算額 (前年度予算額) (千円)	事業の説明
〔義務教育課〕 不登校等総合対策	386,273 (344,581)	不登校やいじめ等の未然防止、早期発見、早期対応、復帰支援のため、教育相談体制の充実や不登校児童生徒支援員の配置等を推進することにより、不登校問題等の解消に向けた取組を進める。
〔義務教育課〕 〔県立学校教育課〕 きのくにコミュニティ スクール推進	8,915 (16,690)	学力の向上やいじめ、不登校など様々な教育課題に取り組むため、地域住民、保護者等が一定の責任と権限をもって学校運営に参画するとともに、学校は必要に応じて地域・家庭への要請を行うコミュニティ・スクールの取組を、小・中学校及び県立学校で促進する。
〔義務教育課〕 〔教育センター学びの丘〕 学びのセーフティネット	51,670 (42,615)	長期欠席児童生徒への学習支援のため、ICTを活用した個別学習支援や訪問支援員による学習・訪問支援を実施する。
〔教育センター学びの丘〕 きのくに学力向上総合 戦略	19,842 (20,665)	学力の状況を的確に把握するため、全公立小・中学校で県統一の学習到達度調査を実施するとともに、若手教員の授業力、管理職の学校経営力の向上のための教員派遣、研修等を行うことにより、学力向上を担う人材の育成に取り組む。
〔教育センター学びの丘〕 きのくに学力定着フォ ローアップ	10,219 (11,462)	優れた教育実践力をもつ、教育の匠の認定を受けた教員、指導主事、指導委員など、退職教員をアドバイザーとして、課題のある学校に派遣し、授業改善など学力向上の取組を支援する。
〔学校人事課〕 スクール・サポート・ スタッフ配置	146,826 (65,720)	教員の事務作業が課題となっている小学校に、スクール・サポート・スタッフを配置し、事務作業を担うことにより、教員が子供と向き合う時間を確保する。
〔健康体育課〕 〔県立学校教育課〕 (新) ストップ!スマ ホ・ゲーム依存	8,773 (一)	児童生徒に対し、スマートフォンやゲームへの依存を予防するための教育を学校で行うとともに、保護者に対する啓発を通して家庭での予防を促進する。

事業名 〔所属名〕	当初予算額 (前年度予算額) (千円)	事業の説明
〔健康体育課〕 学校を守る 地域を守る 防災リーダー育成	5,973 (6,640)	学校と地域の防災力をアップするため、災害時に児童生徒を守る防災リーダー（管理職等）と、地域での支援活動等の担い手となる高校生・教職員を育成する。
〔健康体育課〕 運動部活動推進(教員の負担軽減に向けた取組)	29,587 (25,108)	中学校の運動部に、部活動指導員を派遣することで、1人で指導している顧問教員の負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保するとともに、専門家による安全・安心な指導や生徒の専門的な技術の向上と体力の向上を図る。

(出所：「教育委員会所管 令和2年度当初予算の概要」より抜粋)

(2) 特別会計

教育委員会の特別会計予算の前年度比較と事業内容については以下のとおりである。

(単位：千円)

会計名	令和2年度	令和元年度	比較	
	予算額 (A)	予算額 (B)	増減額 (A-B)	伸率
修学奨励金	244,846	219,823	25,023	11.4%
用地取得事業	273,300	273,300	0	0.0%

事業名等 〔所属名〕	当初予算額 (前年度予算額) (千円)	事業の説明
〔生涯学習課〕 和歌山県修学奨励	244,846 (219,823)	経済的事情により、高等学校等での修学が困難な者に対し、修学奨励金を貸与することにより、地域社会に有為な人材の育成を図る。
〔紀伊風土記の丘〕 紀伊風土記の丘新館 用地先行取得	273,300 (273,300)	紀伊風土記の丘を考古博物館として再編し、特別史跡岩橋千塚古墳群と一体となった整備を行うため新館等の用地を先行取得する。

(出所：「教育委員会所管 令和2年度当初予算の概要」より抜粋)

3. 教育委員会の事業分掌

教育委員会の事業分掌は、以下のとおりである。

所属		業務内容
総務課	総務班	特定民法法人の管理監督、文書管理、情報開示、議会、予算、決算監査、基幹統計
	秘書広報班	教育委員会、教育行政相談、表彰、研修、公益通報、教育広報（報道関係・ホームページ等）
	教育政策班	教育施策の総合的企画・調査研究・調整、総合教育会議、きのくに教育審議会、教育振興基本計画、県立学校再編整備、教育広報（テレビ・ラジオ・広報紙等）
	振興班	県立学校運営費・設備費の執行管理、授業料関係の事務、要保護等の援助事務、学校基本調査、特別支援教育就学奨励、定時制・通信制修学奨励、一般統計
	施設班	県立学校の施設設備、小中学校の施設整備指導・災害復旧・国庫負担等事業、公立学校施設整備期成会、補助金適化法の財産処分、県立学校の管理等
	ICT推進班	教育ネットワーク・校務支援システムの運用管理、きのくに ICT 教育、ICT 活用推進
	福利厚生室	教育庁等職員の健康管理等、教職員住宅、児童手当、恩給、財産形成貯蓄
教職員課	企画調整班	教員採用試験、教員免許事務、小中学校教職員の定数
	教員人事班	県立学校教職員の定数・任免・人事、県立学校管理運営の指導助言、公務災害、人事管理システム、訴訟事務、人事評価制度
	職員人事班	事務局・県立学校事務職員等の人事・服務、事務局等職員の懲戒・分限・人事評価・倫理規則、叙位及び叙勲
	給与班	教職員の給与・報酬・旅費等、義務教育費等国庫負担金、人事給与システム、所得税・住民税、退職手当の支給等、和歌山市・紀北地方（伊都・那賀・海草・有田）の小中学校教職員の給与・旅費・社会保険（県立・小中）

所属		業務内容
人権教育推進課	推進班	学校における人権教育の推進、地域における人権教育の推進、きのくに学びの教室
生涯学習課	企画調整班	生涯学習の推進、社会教育委員、社会教育主事、社会教育関係職員研修、子供の読書活動推進、図書館
	地域教育班	きのくにコミュニティスクール、家庭教育支援、子どもの居場所づくり、放課後子ども教室、PTA他社会教育関係団体の育成・指導、公民館
	奨学班	和歌山県修学奨励事業、奨学のための給付金（公立分）、和歌山県大学生等進学給付金、進学奨励事業
スポーツ課	企画振興班	県スポーツ推進審議会、スポーツ推進計画、県有（体育）施設の管理運営、体育施設交付金事務、県有施設指定管理者の運営指導
	生涯スポーツ班	市町村対抗ジュニア駅伝競走大会、ゴールデンキッズ発掘プロジェクト、県スポーツ推進委員協議会、各種社会体育団体の育成・支援、総合型地域スポーツクラブの育成・支援
	競技力向上推進班	競技力向上の推進のための各種施策、和歌山県スポーツ賞、きのくにエクセレントコーチ、スポーツ医・科学サポートの推進、ハイスクール強化指定、ジュニアハイスクール指定
	プロジェクト推進室	東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西、関西広域スポーツ振興ビジョン、スポーツキャンプ誘致
文化遺産課	普及班	課の施策の総合調整、課の予算・決算、歴史・文化財等に関する学習機会の提供
	調査班	埋蔵文化財の補助事業・保存・指定の調査、遺跡の発掘調査、出土文化財の管理
	保存班	建造物・美術工芸品・民俗文化財・無形文化財等の補助事業・保存・指定の調査、銃砲刀剣類登録
	世界遺産班	世界遺産の保護・保全・モニタリング、史跡・名勝・天然記念物の補助事業・保存・指定の調査

所属		業務内容
県立学校教育課	企画調整班	課の施策の総合調整、課の予算・決算、認定教育研究団体、高等学校卒業程度認定試験
	教育課程班	学習指導、進路指導、学科改編、国際人育成、定通教育、学校評価、理数教育の推進、キャリア教育
	専門教育班	産業教育、特別活動、高校入試、募集定員、部活動の推進、インターハイヨット競技大会（令和6年度まで）
	特別支援教育室	特別支援教育の推進、特別支援学校の再編・整備、学級編制、募集定員、就学事務、教務関係、進路指導、教科書関係
	全国高総文祭推進室	第45回全国高等学校総合文化祭（紀の国わかやま総文2021）の企画及び準備
義務教育課	小中学校人事班	人事事務（講師の任免、教職員の異動等）、服務管理、講師登録、教員評価/メンタルヘルス
	学力向上推進班	学力向上全般、学力定着フォローアップ事業、コアティーチャー養成・活用事業、学習到達度調査、全国学力・学習状況調査
	小学校・幼児教育班	教育課程、ふるさと教育、道徳教育、環境教育、教科研究団体への支援、体力・運動能力調査、運動機会の推進、幼稚園・保育所・認定こども園に関する教育、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進
	中学校班	教育課程、国際人育成、進路指導、学校図書館教育、教科用図書採択、環境教育、キャリア教育、教科研究団体への支援、体力・運動能力調査、学校体育関係団体の育成指導、運動部活動の推進
教育支援課	学校給食班	学校給食管理指導、食育、栄養教諭・学校栄養職員指導、補食給食補助事業、学校給食物資、給食施設補助金事務、要保護等の援助事務
	健康教育班	学校保健管理指導、健康教育、養護教諭指導、児童生徒・教職員の健康管理、学校保健関係団体の育成指導、労働安全衛生、新感染症対策、学校環境衛生

所属		業務内容
	学校支援班	学校危機管理、タスクフォース、防災・防犯教育、児童生徒の安全確保、学校安全管理指導、日本スポーツ振興センター災害共済給付
	児童生徒班	生徒指導全般、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等活用事業、教育相談事業

所属		業務内容
教育センター 学びの丘	総務課	所の施策の総合調整、所の予算・決算
	研修課	教職経験年数に対応した研修、専門性の向上をめざす研修
	研究開発課	学校の教育力や教員の指導力充実のための研究及び発信・還元、全国教育研究所連盟等に係る調査研究

所属		業務内容
紀北教育事務所	社会教育課	紀北地方（伊都・那賀・海草・有田）における社会教育（きのくにコミュニティスクール、家庭教育支援、子供の居場所づくり等）の推進
	人事給与課	紀北地方（伊都・那賀・海草・有田）における小中学校教職員の人事事務（講師の任免、教職員の異動等）、服务等の管理
	学校指導課	紀北地方（伊都・那賀・海草・有田）における教育課程及び授業等の指導及び教育相談、教育相談主事等派遣への対応

所属		業務内容
紀南教育事務所	社会教育課	紀南地方（日高・西牟婁・東牟婁）における社会教育（きのくにコミュニティスクール、家庭教育支援、子供の居場所づくり等）の推進
	人事給与課	紀南地方（日高・西牟婁・東牟婁）における小中学校教職員の給与・旅費等の管理及び人事事務（講師の任免、教職員の異動等）、服务等の管理
	学校指導課	紀南地方（日高・西牟婁・東牟婁）における教育課程及び授業等の指導及び教育相談、教育相談主事等派遣への対応

（出所：県教育委員会ホームページより抜粋、一部加工）

【2】教育施策に関する計画について

1. 和歌山県長期総合計画について

「和歌山県長期総合計画（2017年度～2026年度）」（以下、「長期総合計画」）において、教育分野の将来像を「未来を拓くひとを育む和歌山」として次のように定めている。

子育て支援施策がより一層充実し、県民みんなが子どもを産み育てやすい環境を実感している中、出生率が上昇し、人口減少にも一定の歯止めがかかっています。

また、子どもたちは、社会で生きていく上で基盤となる確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」をバランスよく備えるとともに、変化の激しい時代においても自らの将来の夢や目標を実現できる新しい時代に必要な資質・能力を身につけています。高等教育機関も充実し、県内で進学し学び続けることにも魅力を感じています。

さらに、人権を尊重し、共に助け合い支え合う地域社会の中で、女性や高齢者、障害のある人など県民みんなが、それぞれのライフスタイルに応じて、仕事やさまざまな学び・文化活動等を通じ、生きがいや楽しさを感じて元気に活躍しています。

加えて、県民みんなが「故郷への愛着と誇り」をもち続けており、自らの価値観で海外や県外に活躍の場を求めて転居した人も、故郷への想いをもって暮らしています。このような状況が、和歌山と関係する国内外の人的なネットワークをさらに広げ、本県の交流人口や関係人口が増加し、和歌山が世界と直接つながっていることを県民みんなが実感しています。

（出所：「長期総合計画」より抜粋）

2. 第3期和歌山県教育振興基本計画について

県及び教育委員会は、平成30年3月に「第3期和歌山県教育振興基本計画」（以下、「基本計画」）を策定しており、その計画策定の趣旨及び位置付けを以下のよう

に定めている。

（趣旨）

本県では、「和歌山県教育振興基本計画」の後継計画として、2014（平成26）年に「第2期和歌山県教育振興基本計画」を策定し、「未来を拓くひたむきな人間力を育む和歌山」の実現に向けて、総力を挙げて取り組んできました。

しかし、近年、少子高齢化やグローバル化の進展、高度情報化の加速など、社会情勢が大きく変化しているほか、学校や家庭・地域においても、不登校児童生徒数の増加や教員の急激な世代交代、家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化など、様々な課題が生じています。また、近い将来、南海トラフ地震の発生が予測されており、災害に対する十分な備えが必要とされています。

県においても、時代の潮流に取り残されることなく、状況の変化に適切かつ迅速に対応するため、2017（平成29）年3月に今後10年間の道しるべとなる「和歌山県長期総合計画」（以下、「長期総合計画」という。）を策定したところであり、その中で教育分野の将来像を「未来を拓くひとを育む和歌山」としています。

こうした中、本県教育のめざす将来像を実現するため、今後5年間の取組として、その方針や重点的に実施する取組をより具体的に定めた「第3期和歌山県教育振興基本計画」を今般、新たに策定しました。

(出所：「基本計画」第1章より抜粋)

(位置付け)

本計画は、長期総合計画が示す「めざす将来像」を実現するための教育部門計画として位置付けており、今後5年間の本県の教育がめざす基本的方向とその取組の内容を明らかにするものであり、教育基本法第17条第2項に基づいて定める本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(出所：「基本計画」第1章より抜粋)

また、県教育がめざす将来像の実現に向けて、基本計画では、以下の5つの基本的方向に沿って取組を進めることとしている。

1. 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり
2. 信頼される質の高い教育環境づくり
3. 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり
4. 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ社会づくり
5. 人権尊重の社会づくり

(出所：「基本計画」第2章より抜粋)

3. 学校教育指導の方針と重点について

教育委員会は令和2年4月に「令和2年度 学校教育指導の方針と重点」(以下、「方針と重点」)を策定しており、その序文において以下のように定めている。

平成29年3月に今後10年間の道しるべとなる「和歌山県長期総合計画」(2017年度～2026年度)が策定されました。それを受け、平成30年度に5年間の教育部門計画である「第3期和歌山県教育振興基本計画」(2018年度～2022年度)を策定し、新たにスタートしています。

「和歌山県長期総合計画」「第3期和歌山県教育振興基本計画」と本書の「学校教育指導の方針と重点」をPDCAサイクルとして効果的に機能させ、幼児期から高等学校までの教育を通して、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知・徳・体」

を基盤とした人間としての総合力を育成するとともに、ふるさとに愛着と誇りを持ち、ふるさとに貢献できる人材の育成をめざします。

各学校等においては、次の「本書の内容とその活用にあたって」を十分理解の上、本県の学校教育における理念、方向性及び重点を踏まえた指導に取り組んでください。

(出所：「方針と重点」 はじめに より抜粋)

また、「方針と重点」において、指導の基本方針を以下のように定めている。

1. 和歌山県がめざす教育とその実現に向けて

和歌山県がめざす将来像とその実現に向けた取組を示す 10 年間の「和歌山県長期総合計画」(2017 年度～2026 年度)と、それを踏まえた 5 年間の教育部門計画である「第 3 期和歌山県教育振興基本計画」(2018 年度～2022 年度)を実現するために、本書「令和 2 年度学校教育指導の方針と重点」は、今年度の学校等における指導の方針と重点を具体的に示しています。

◎和歌山県長期総合計画 (2017 年度～2026 年度)

和歌山県がめざす将来像

「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山」

～県民みんなが楽しく暮らすために～

教育分野における将来像

「未来を拓くひとを育む和歌山」



◎第 3 期和歌山県教育振興基本計画 (2018 年度～2022 年度)

【基本的方向】

1. 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり
2. 信頼される質の高い教育環境づくり
3. 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり
4. 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ社会づくり
5. 人権尊重の社会づくり



◎令和 2 年度学校教育指導の方針と重点 **【本書】**

「第 3 期和歌山県教育振興基本計画」で定めた内容のうち、学校教育分野を取り上げ、今年度、学校等で取り組むべき内容を具体的に掲載しています。

2. 「第3期和歌山県教育振興基本計画」で定めた 本県教育がめざす基本的方向

次に示しているのは、「第3期和歌山県教育振興基本計画」に掲載している本県がめざす5つの基本的方向と28項目の取組内容です。本書「令和2年度学校教育指導の方針と重点」では、そのうち学校教育分野である15項目について掲載しています。

基本的方向1 未来を拓く「知・徳・体」をバランスよく備えた人づくり

1. 確かな学力の向上
2. 豊かな心の育成に向けた道德教育の充実
3. 健やかな体の育成
4. ふるさと教育の推進
5. グローバル人材の育成
6. キャリア教育・職業教育の推進
7. 幼児期の教育の充実
8. 特別支援教育の充実

基本的方向2 信頼される質の高い教育環境づくり

1. いじめへの対応
2. 不登校への対応
3. 教職員の資質・能力の向上
4. 教職員の勤務環境の整備
5. 教育の情報化の推進
6. 学校の適正規模化への対応と施設環境の充実
7. 防災・安全教育の充実
8. 高等教育機関による地域活性化の推進
9. 様々な教育への取組

基本的方向3 子供たちの成長を支えるコミュニティづくり

1. きのくにコミュニティスクールの推進
2. 家庭・地域の教育力の向上
3. 青少年の健全育成と男女共同参画の推進

基本的方向4 生涯にわたる学びやスポーツ・文化芸術・文化遺産に親しむ社会づくり

1. 生涯学習の推進
2. スポーツに親しむ環境づくり
3. 競技スポーツの推進
4. 文化芸術に親しむ環境の充実
5. 文化遺産の保存と活用の推進

基本的方向5 人権尊重の社会づくり

1. 学校における人権教育の推進
2. 地域における人権教育の推進
3. 学びのセーフティネットの構築

3. 和歌山県がめざす教育を実現するための学校運営

和歌山の教育、学校等の教育を元気にするためには、日々の教育活動が子供の成長につながっていると教職員自身が実感できる取組を行う必要があります。

また、子供の確かな成長と変容が実感できる教育を実現するためには、各学校等が創意工夫を凝らしながら取組を推進することが大切です。

以下に、そのために必要な留意点を示します。

(1) 学校等のめざす方向、コンセプトの共有

- ・学校等がめざす方向やコンセプトは、できるだけシンプルにわかりやすくまとめ、子供、保護者、教職員及び地域の方々と共有する。
- ・学校等のめざす方向を実現できるよう、学校長等がリーダーシップを発揮し、チーム学校として取り組み、組織的・機動的な学校運営を図る。

(2) 課題と目標を明確に、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)が生きる組織運営

- ・組織としての課題と目標を明確にし、それらを解決・達成するための効果的な計画を策定する。なお、活動の展開に当たっては、一人一人の子供の個性や課題に応じてきめ細かな指導や対応が行われるよう配慮する。
- ・PDCAのサイクルを効果的に取り入れ、取組の進捗や結果を評価、改善するとともに、学期の区切りや年度末には、達成状況と次期への課題、改善策を明らかにして、取組の継続的な発展を図る。

(3) 帰属意識の高揚

- ・志気が高まり、教育成果が上がるよう、学校等の教育理念、目標、規範や価値観については、子供や保護者、教職員等で共有する。
- ・子供や保護者、教職員の学校等に対する帰属意識を高めるため、子供同士のつながりや、教職員の同僚性、子供と教職員の信頼関係、一人一人が生かされる関係づくりなどを重視するよう配慮・工夫する。

(4) 多忙化の解消

- ・業務の精選や見直し、ICTの積極的な活用、会議の効率的な運営など、管理職のリーダーシップの下、教職員が力を合わせて校務の効率化に取り組み、子供たちと向き合う時間や自主的な学びの時間をより一層確保する。
- ・多忙化の解消に向け、「教職員等の働き方改革推進プラン」「和歌山県運動部活動指針」「和歌山県文化部活動指針」等をもとに、数値目標・評価指標を設定し、改善に取り組む。

(5) 研究・研修の充実

- ・学校等の様々な活動、とりわけ授業の質的向上を図るため、各教科等にわたって公開授業や研究授業を計画的に実施し、オープンで建設的な研究協議を通して具体的な授業改善を行うとともに、積極的に研修会等に参加して授業研究に取り組む。
- ・授業研究や研修等を通して、教員としての資質・能力の向上を図り、様々な課題に対応できるミドルリーダーの育成に努める。

(6) 危機管理

- ・防災に関する研修を充実させ、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、的確かつ組織的に行動できる防災体制を整えておく。
- ・個人情報に関するデータ等の管理や情報セキュリティの確保を徹底する。
- ・あらゆる危機に対して、日頃から校内の組織はもとより、地域の関係機関と情報共有し、連携を進めておく。

(7) 地域との連携強化

- ・地域から学校、学校から地域への互いの要請に応えるため、「きのくにコミュニティスクール」をより一層充実し、学校と家庭・地域が役割分担をしながら課題解決に取り組む体制を強化する。

(出所：「方針と重点」第I部より抜粋)

【3】 県立学校の概要について

1. 県立学校の種類、名称、分布

県立学校の学校区分別の学校数については、以下のとおりである。

学校区分		学校数（校）
高等学校	全日制（本校）	29
	全日制（分校）	4
	定時制	9
	通信制	3
特別支援学校		11
中学校		5

（出所：教育委員会ホームページより監査人が作成）

また、県立学校の一覧を示すと、以下のとおりである。

< 高校 >

	学校名	課程	学科
1	橋本高校	全日	普通
2	紀北工業高校	全日	機械、電気、システム化学
3	伊都中央高校	定時	普通
		通信	普通
4	紀北農芸高校	全日	生産流通、施設園芸、環境工学
5	笠田高校	全日	普通、総合ビジネス、情報処理
6	粉河高校	全日	普通、理数
		定時	普通
7	那賀高校	全日	普通、国際
8	貴志川高校	全日	普通、人間科学
9	和歌山北高校	全日	普通、スポーツ健康科学
10	和歌山高校	全日	総合
11	向陽高校	全日	普通、環境科学
12	桐蔭高校	全日	普通
13	和歌山東高校	全日	普通
14	星林高校	全日	普通、国際交流
		全日	普通、国際交流
15	きのくに青雲高校	定時	普通、情報会計
		通信	普通
16	和歌山工業高校	全日	機械、電気、化学技術、建築、土木、産業デザイン、創造技術

学校名		課程	学科
		定時	機械電気、建築
17	和歌山商業高校	全日	ビジネス創造
18	海南高校	全日	普通、教養理学
		定時	普通
19	海南高校美里分校	全日	普通
20	箕島高校	全日	普通、情報経営、機械
21	有田中央高校	全日	総合
22	有田中央高校清水分校	全日	普通
23	耐久高校	全日	普通
		定時	普通
24	日高高校	全日	普通、総合科学
		定時	普通
25	日高高校中津分校	全日	普通
26	紀央館高校	全日	普通、工業技術
27	南部高校	全日	普通、食と農園
28	南部高校龍神分校	全日	普通
29	田辺高校	全日	普通、自然科学
30	田辺工業高校	全日	機械、電気電子、情報システム
31	神島高校	全日	普通、経営科学
32	熊野高校	全日	看護、総合
33	串本古座高校	全日	普通
34	南紀高校	定時	普通
		通信	普通
35	新宮高校	全日	普通
		定時	普通
36	新翔高校	全日	総合

(出所：教育委員会より入手した資料を基に監査人が作成)

< 特別支援学校 >

学校名		学部・学科別
1	和歌山盲学校	幼、小、中、高（本科（普通、保健理療）、専攻科（保健理療、理療））
2	和歌山ろう学校	幼、小、中、高（本科、専攻科（ともに普通、被服、産業工芸、理容・美容））
3	きのかわ支援学校	小、中、高
4	紀北支援学校	小、中、高
5	紀伊コスモス支援学校	小、中、高
6	和歌山さくら支援学校	小、中、高
7	たちばな支援学校	小、中、高
8	みはま支援学校	小、中、高
9	南紀支援学校	小、中、高
10	はまゆう支援学校	小、中、高
11	みくまの支援学校	小、中、高

（出所：教育委員会より入手した資料を基に監査人が作成）

< 中学校 >

	学校名
1	向陽中学校
2	桐蔭中学校
3	古佐田丘中学校
4	日高高等学校附属中学校
5	田辺中学校

（出所：教育委員会より入手した資料を基に監査人が作成）

【資料6】

県立高等学校の配置図

平成31年4月現在



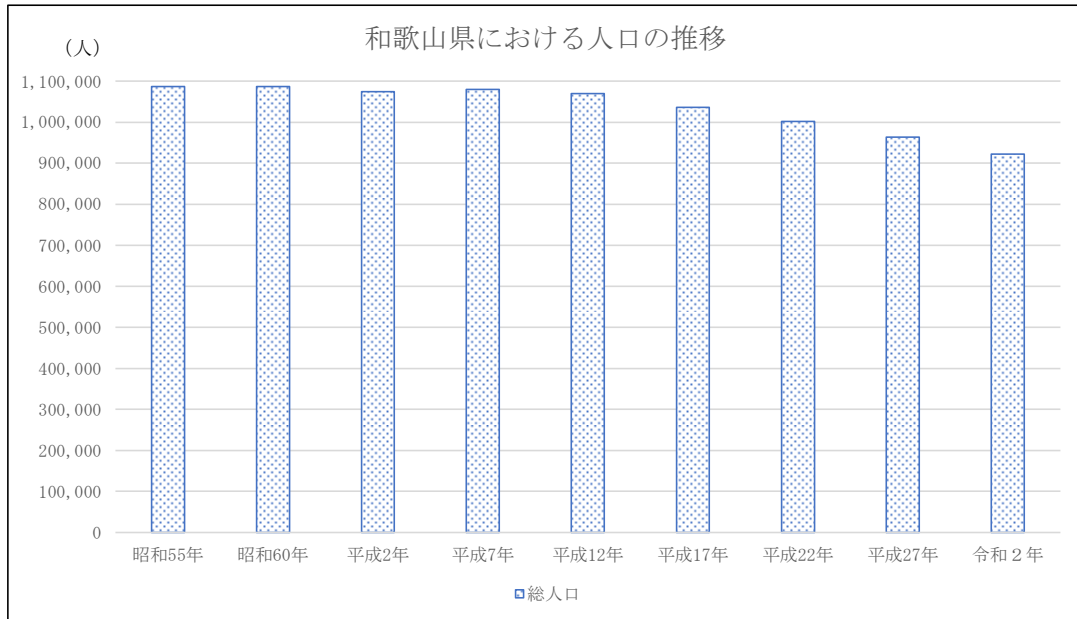
(出所：「これからの県立高等学校の在り方について」【資料6】より抜粋)

2. 県の人口推移及び県立学校の生徒数の状況

(1) 人口推移

県の人口は、近年、減少を続けており、平成27年の国勢調査では100万人を切り、令和2年には約92万3千人となっている。

今後の人口・世帯数の将来推計を国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」から見ても、県の人口は減少を続け、令和7年には90万人を切り、令和17年にはいよいよ80万人を切って、78万1千人になると予想されている。

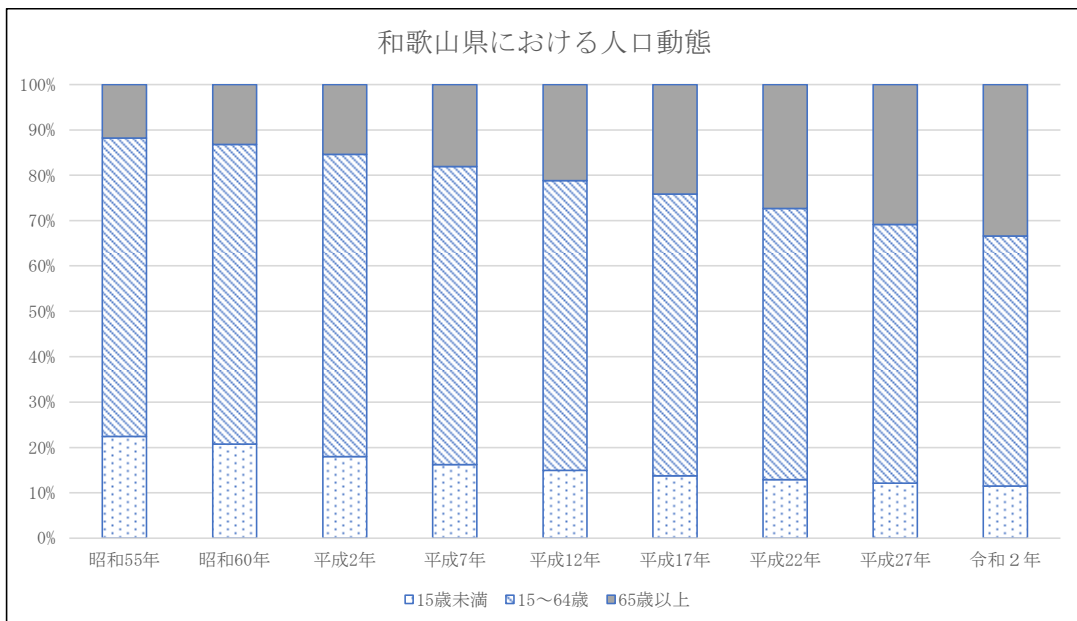


(出所：県ホームページ「和歌山県推計人口について」より監査人作成)

(2) 少子高齢化

県における年少人口（15歳未満人口）比率は約11.6%と昭和55年以降、減少の一途をたどっており、少子高齢化が顕著となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」でも、この傾向は続くと見込まれており、年少人口の比率は、令和22年には10.6%になると予測されている。



(出所：県ホームページ「和歌山県推計人口について」より監査人作成)

(3) 県立学校の生徒数の状況

県立学校の過去3年間の生徒数（各年5月1日現在）の推移は以下のとおりである。

<高校>

学校名		課程	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	橋本高校	全日	675	632	591
2	紀北工業高校	全日	444	446	440
3	伊都中央高校	定時	117	111	123
		通信	225	242	254
4	紀北農芸高校	全日	288	283	244
5	笠田高校	全日	559	590	546
6	粉河高校	全日	711	715	703
		定時	22	17	17
7	那賀高校	全日	951	907	855
8	貴志川高校	全日	547	488	391
9	和歌山北高校	全日	1,373	1,330	1,249
10	和歌山高校	全日	540	507	463
11	向陽高校	全日	956	956	910
12	桐蔭高校	全日	834	828	827
13	和歌山東高校	全日	666	651	630
14	星林高校	全日	868	833	826
15	きのくに青雲高校	定時	319	282	257
		通信	951	959	846
16	和歌山工業高校	全日	1,168	1,154	1,104
		定時	61	64	41
17	和歌山商業高校	全日	914	873	836
18	海南高校	全日	767	750	687
		定時	14	18	15
19	海南高校美里分校	全日	33	21	18
20	箕島高校	全日	670	576	510
21	有田中央高校	全日	372	328	291
22	有田中央高校清水分校	全日	11	8	8
23	耐久高校	全日	551	544	535
		定時	13	15	18
24	日高高校	全日	701	694	684
		定時	39	40	32
25	日高高校中津分校	全日	67	61	63

学校名		課程	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
26	紀央館高校	全日	557	505	505
27	南部高校	全日	618	543	426
28	南部高校龍神分校	全日	44	48	41
29	田辺高校	全日	952	954	912
30	田辺工業高校	全日	455	446	443
31	神島高校	全日	761	714	706
32	熊野高校	全日	655	647	643
33	串本古座高校	全日	283	266	219
34	南紀高校	定時	103	112	95
		通信	283	308	315
35	新宮高校	全日	596	574	548
		定時	38	29	33
36	新翔高校	全日	424	392	326
	合計		22, 196	21, 461	20, 226

<特別支援学校>

学校名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	和歌山盲学校	21	27	31
2	和歌山ろう学校	46	39	34
3	きのかわ支援学校	173	168	180
4	紀北支援学校	270	264	262
5	紀伊コスモス支援学校	228	228	230
6	和歌山さくら支援学校	198	205	205
7	たちばな支援学校	162	166	173
8	みはま支援学校	44	48	54
9	南紀支援学校	30	27	26
10	はまゆう支援学校	176	183	192
11	みくまの支援学校	78	72	86
	合計	1, 426	1, 427	1, 473

< 中学校 >

学校名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1	向陽中学校	240	239	238
2	桐蔭中学校	239	240	240
3	古佐田丘中学校	120	120	120
4	日高高等学校附属中学校	119	120	120
5	田辺中学校	239	240	239
	合計	957	959	957

(出所：教育委員会より入手した資料を基に監査人が作成)

3. 教職員数の状況

県立学校の教職員数の過去 5 年間（各年 5 月 1 日現在）の推移は以下のとおりである。

< 高校 >

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
校長	33	33	32	32	32
副校長	-	-	-	-	1
教頭	59	58	56	55	55
教諭	1, 554	1, 514	1, 455	1, 432	1, 431
助教諭	-	-	-	-	-
養護教諭	43	42	40	41	40
養護助教諭	2	2	3	1	2
講師	57	68	105	105	72
事務職員	154	156	155	155	154
学校図書館 事務員	38	38	37	37	37
技術職員	-	-	-	-	-
実習助手	56	56	56	56	55
用務員	75	75	73	72	72
警備員・その他	45	45	44	42	34
合計	2, 116	2, 087	2, 056	2, 028	1, 985

< 特別支援学校 >

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
校長	11	11	11	11	11
教頭	17	17	17	17	17
教諭	756	763	773	788	773
養護教諭	18	18	18	18	18
養護助教諭	-	-	-	-	-
栄養教諭	1	1	2	5	6
講師	54	71	55	37	57
事務職員	47	47	47	48	47
寄宿舎指導員	57	57	57	57	57
学校栄養職員	9	9	8	5	4
合計	970	994	988	986	990

< 中学校 >

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
校長	-	-	-	-	-
副校長	-	-	-	-	-
教頭	5	5	5	5	5
教諭	43	42	44	43	43
助教諭	-	-	-	-	-
養護教諭	5	5	5	5	5
養護助教諭	-	-	-	-	-
栄養教諭	-	-	-	-	-
講師	2	2	2	3	1
事務職員	5	3	3	3	3
学校図書館 事務員	-	-	-	-	-
学校栄養職員	-	-	-	-	-
学校給食調理 従業員	-	-	-	-	-
用務員	-	-	-	-	-
警備員・その他	-	-	-	-	-
合計	60	57	59	59	57

(出所：教育委員会より入手した資料を基に監査人が作成)

4. 監査対象とした学校の概要

(1) 監査対象とした学校の選定方法

県立学校の財務事務の執行状況を監査するため、教育委員会が所管する学校 52 校の中から高校 6 校を監査対象とした学校と選定して往査を実施した。

監査対象とした学校の選定に当たっては、生徒数等を始めとした規模、様々な学科等を考慮してバリエーションに配慮した。

学校名	エリア	特徴的事項等
那賀高校	紀北	
和歌山高校	和歌山市	総合学科のみ
和歌山東高校	和歌山市	
和歌山工業高校	和歌山市	
箕島高校	紀中	
南部高校	紀中	食と農園科を有している

(2) 各学校の概要

以下の記載内容は、各学校の学校要覧（令和 2 年度分）、ホームページ、教育委員会より入手した資料をもとに監査人が作成したものである。

①那賀高校

1. 名称
和歌山県立那賀高等学校
2. 所在地
和歌山県岩出市高塚 115
3. 課程・学科
全日制 普通科（19 学級）、国際科（3 学級）
4. 学期
3 学期制
5. 沿革（概要）
昭和 23 年 4 月 1 日 和歌山県立那賀高等学校開校
平成 3 年 4 月 1 日 国際科設置
平成 31 年 4 月 1 日 平成 31 年度生徒の発信力強化のための英語指導向上事業（英語教育改善プラン推進事業）における研修協力校指定（文部科学省）を受ける

6. 生徒数

	1 年			2 年			3 年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
普通科	121	114	235	115	125	240	145	122	267	381	361	742
国際科	10	25	35	10	30	40	12	26	38	32	81	113
合計	131	139	270	125	155	280	157	148	305	413	442	855

7. 職員数

	計		計
校長	1	事務職員	5
副校長	-	学校図書館事務員	1
教頭	2	技術職員	-
教諭	49	実習助手	1
助教諭	-	校務員	2
養護教諭	1	警備員・その他	-
養護助教諭	-	合計	62
講師	-		

8. 事務事業の概要

（めざす学校像、育てたい生徒像）

- ・「自ら学び鍛える那高生、地域に貢献する那高生」を教育目標とし、その実現につながる教育活動が展開される学校

（重点目標）

- ・臨時休業による学習計画への影響を補完する施策を講じる
- ・3 年生の進路保障に沿った進路計画の修正とその方策の実施
- ・校内分掌組織の再編と体育文化クラブの統廃合

②和歌山高校

1. 名称

和歌山県立和歌山高等学校

2. 所在地

和歌山県和歌山市新庄 188

3. 課程・学科

全日制 総合学科 (12 学級)

4. 学期

2 学期制

5. 沿革 (概要)

昭和 53 年 4 月 1 日 和歌山県立和歌山高等学校開校

平成 6 年 4 月 1 日 総合学科改編 (全国初)

平成 29 年 11 月 14 日 創立 40 周年記念講演開催

6. 生徒数

	1 年			2 年			3 年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総合学科	41	119	160	41	113	154	51	98	149	133	330	463
合計	41	119	160	41	113	154	51	98	149	133	330	463

7. 職員数

	計		計
校長	1	事務職員	4
副校長	-	学校図書館事務員	1
教頭	1	技術職員	-
教諭	32	実習助手	2
助教諭	-	校務員	2
養護教諭	1	警備員・その他	-
養護助教諭	-	合計	44
講師	-		

8. 事務事業の概要

(めざす学校像)

- ・社会の変化に積極的に対応できる心豊かな人間としての成長を促す

(育てたい生徒像)

【自主】自ら考え・学び・実践 【共生】自他尊重 【創出】新たな課題の発見と解決

(重点目標)

- ・特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの実践
- ・「社会性の鍛錬」を意識した生活面での効果のある指導
- ・自己肯定感の涵養による自主活動及び部活動の振興

③和歌山東高校

1. 名称

和歌山県立和歌山東高等学校

2. 所在地

和歌山県和歌山市森小手穂 136

3. 課程・学科

全日制 普通科 (18 学級)

4. 学期

3 学期制

5. 沿革 (概要)

昭和 49 年 4 月 1 日 和歌山県立和歌山東高等学校開校

平成 25 年 11 月 6 日 創立 40 周年記念式典を挙げる

6. 生徒数

	1 年			2 年			3 年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
普通科	121	92	213	131	91	222	113	82	195	365	265	630
合計	121	92	213	131	91	222	113	82	195	365	265	630

7. 職員数

	計		計
校長	1	事務職員	4
副校長	-	学校図書館事務員	1
教頭	2	技術職員	-
教諭	43	実習助手	1
助教諭	-	校務員	2
養護教諭	1	警備員・その他	-
養護助教諭	1	合計	56
講師	-		

8. 事務事業の概要

(めざす学校像)

- ・生徒が確実に成長する学校

(育てたい生徒像)

- ・社会でより良く生きる力を持った生徒

(重点目標)

- ・生徒のアセスメントを充実させる
- ・ルール・規則を守る (自律) 力を育てる
- ・自他を理解して強調する力を育てる

④和歌山工業高校

1. 名称

和歌山県立和歌山工業高等学校

2. 所在地

和歌山県和歌山市西浜3丁目6番1号

3. 課程・学科

全日制 建築科（5学級）、機械科（6学級）、電気科（6学級）、土木科（3学級）、
創造技術科（3学級）、化学技術科（3学級）、産業デザイン科（3学級）

定時制 機械電気科（3学級）、建築科（3学級）

4. 学期

3学期制

5. 沿革（概要）

大正3年4月 和歌山県立和歌山工業学校開校

昭和14年4月 和歌山県立第二工業学校（和歌山県立西浜工業学校）開校

昭和23年4月1日 和歌山県立和歌山工業学校と和歌山県立西浜工業学校が合併し和歌山県光風工業高等学校開校

昭和28年4月1日 和歌山県立和歌山工業高等学校に改称

平成26年10月 創立100周年記念式典挙行

6. 生徒数

全日制

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
建築科	28	12	40	73	6	79	58	17	75	159	35	194
機械科	77	0	77	78	1	79	70	1	71	225	2	227
電気科	71	6	77	69	5	74	58	3	61	198	14	212
土木科	38	3	41	33	5	38	34	1	35	105	9	114
創造 技術科	40	0	40	35	5	40	35	4	39	110	9	119
化学 技術科	35	5	40	33	7	40	34	4	38	102	16	118
産業デ ザイン 科	11	29	40	12	28	40	8	32	40	31	89	120
合計	300	55	355	333	57	390	297	62	359	930	174	1,104

定時制

	1年			2年			3年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
機械 電気科	10	0	10	6	1	7	5	0	5
建築科	6	0	6	4	0	4	3	2	5
合計	16	0	16	10	1	11	8	2	10

	4年			合計		
	男	女	計	男	女	計
機械 電気科	2	1	3	23	2	25
建築科	1	0	1	14	2	16
合計	3	1	4	37	4	41

7. 職員数

	計		計
校長	1	事務職員	7
副校長	-	学校図書館事務員	1
教頭	3	技術職員	-
教諭	97	実習助手	10
助教諭	-	校務員	3
養護教諭	2	警備員・その他	4
養護助教諭	-	合計	132
講師	4		

8. 事務事業の概要

(めざす学校像、育てたい生徒像)

- ・生徒が輝く学校、地域とともにある学校、教師が夢を語れる学校の3つの基本姿勢のもと、生徒・保護者・地域・教職員にとって魅力のある工業高校を目指す
(重点目標)
- ・生徒に向上心を持たせたり主体的に活動させたりする場面のある授業づくりを推進するとともに、キャリア教育の一層の充実を図る
- ・工業高校の専門性を生かした資格取得や地域貢献活動を積極的に推進することで、職業人として必要な資質・能力を育む
- ・部活動や自主活動の一層の振興を図ることで、職業人として必要な豊かな人間性を育む

⑤箕島高校

1. 名称

和歌山県立箕島高等学校

2. 所在地

(箕島校舎) 和歌山県有田市箕島 55

(宮原校舎) 和歌山県有田市宮原町新町 416

3. 課程・学科

全日制 普通科 (10 学級)、機械科 (3 学級)、情報経営 (3 学級)

4. 学期

3 学期制

5. 沿革 (概要)

明治 40 年 3 月 21 日 箕島町立箕島実業学校開校

昭和 23 年 4 月 1 日 和歌山県立箕島高校設置

平成 19 年 11 月 11 日 創立 100 周年記念式典挙行

6. 生徒数

	1 年			2 年			3 年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
普通科	50	42	92	48	40	88	69	73	142	167	155	322
機械科	35	0	35	30	0	30	32	0	32	97	0	97
情報 経営科	4	23	27	6	24	30	9	25	34	19	72	91
合計	89	65	154	84	64	148	110	98	208	283	227	510

7. 職員数

	計		計
校長	1	事務職員	5
副校長	-	学校図書館事務員	1
教頭	2	技術職員	-
教諭	39	実習助手	2
助教諭	-	校務員	3
養護教諭	1	警備員・その他	-
養護助教諭	-	合計	56
講師	2		

8. 事務事業の概要

(めざす学校像、育てたい生徒像)

- ・確かな学力と教養を身に付け、社会に貢献できる個性豊かな生徒を育成し、地域から愛され信頼され期待される学校

- ・志と目標を定め、自らの人生を切り拓いてゆくことのできる生徒
(重点目標)
- ・基本的な生活習慣の確立とコンプライアンス意識の定着を図る
- ・キャリア教育を推進し、生徒各人の進路実現を図る
- ・部活動及び自主活動の振興を図る
- ・地域コミュニティーの中核を担い、地域社会とともに生徒を育てていく

⑥南部高校

1. 名称

和歌山県立南部高等学校

2. 所在地

和歌山県日高郡みなべ町芝 407

3. 課程・学科

全日制 普通科（8学級）、食と農園科（9学級）

4. 学期

3学期制

5. 沿革（概要）

昭和 23 年 4 月 1 日 和歌山県立南部高等学校開校

平成 16 年 創立 100 周年記念事業（学友会館・クラブハウス建設）
記念式典挙行

平成 29 年 4 月 1 日 食と農園科新設

6. 生徒数

	1年			2年			3年			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
普通科	32	45	77	40	56	96	36	60	96	108	161	269
食と農園科	23	30	53	19	17	36	31	37	68	73	84	157
合計	55	75	130	59	73	132	67	97	164	181	245	426

7. 職員数

	計		計
校長	1	事務職員	6
副校長	-	学校図書館事務員	1
教頭	2	技術職員	-
教諭	40	実習助手	5
助教諭	-	校務員	2
養護教諭	1	警備員・その他	3
養護助教諭	-	合計	67
講師	6		

8. 事務事業の概要

（めざす学校像、育てたい生徒像）

- ・生徒の地元地域および本校地元みなべ町の期待に応え、総合高校の特徴を生かし、地域やこれからの社会を担う生徒を育てるとともに、学習活動を通して社会に対する適応力のある人材を育成する学校

- ・自らの資質や能力を最大限に伸ばし、将来の生き方在り方を探求することができる心身ともにたくましい生徒
(重点目標)
- ・キャリア教育の充実
将来生活する地域社会の一員として、主体的に活躍できる若者を育てる
- ・授業力の向上
生徒の「学び」に対する課題を理解し、生徒が「わかる」楽しさを経験できるための授業の工夫に力を注ぐ
- ・マナー・モラルの向上
安全で安心できる社会を構成するひとりとして、規範意識・人権感覚を持った若者を育てる
- ・学校力の発信
自身の可能性を信じて「学び」に勤しむ本校生徒、生徒の成長を信じ日々の教育活動に励む教職員、そして本校の教育資源、チーム南部高校を積極的に発信する

第3 監査の結果及び意見（総論）

【1】監査の結果及び意見の一覧表

本年度の包括外部監査に係る指摘については、P.44 以降の「第4 監査の結果及び意見（各論）」において、事務ごとに取りまとめているところである。本章では、監査の指摘及び意見を事務の性質ごとに次の一覧に整理した上で、質的に重要と思われる事項（○印を付したもの）を取り上げている。

監査の結果及び意見	区分		該当ページ
【県立高校の再編計画】			
県立高校の具体的再編について	意見①	○	48
【労務管理、働き方改革及び業務効率化】			
教員の勤務時間実態把握調査の実施方法について	意見②	○	53
校務の効率化に向けた点検シートについて	意見③		53
【その他教育委員会全般】			
学校運営に係る予算の執行管理のあり方について	参考意見④		55
企画事業に係る事後評価について	意見⑤		55
【学校評価】			
学校評価の結果と改善方策の公表の方法	指摘①		61
教育振興基本計画の実行における教育委員会の指導的機能について	意見⑥	○	63
教職員評価との連動について	意見⑦		64
学校評価に関する手引きの整備について	意見⑧		65
各学校の中長期的な取組への学校評価の活用について	意見⑨	○	66
高校教職員の人材育成について	意見⑩		67
県立学校の学校評価に関する公表のあり方について	意見⑪		68
第三者評価の実施について	意見⑫		68
【危機管理及び安全管理】			
不祥事防止マニュアル等の教員への確認について	意見⑬		73
【物品及び備品管理（含：図書、薬品）】			
備品の現物確認について	意見⑭		76
物品貸付調書の作成漏れ	指摘②		77
備品シールに記載される物品番号	指摘③		77
設備の更新について	意見⑮		77
長期間使用していない薬品の処分について	意見⑯		78
現物確認	指摘④		78
【情報管理】			
各学校のホームページの運営支援について	意見⑰		80
パスワードの管理について	意見⑱		82
【奨学金管理】			
時効の援用による、奨学金の不納欠損について	意見⑲		88
【学校徴収金】			
学級費の支出の裏付けとなる領収書等について	意見⑳		92
学級費の取扱い	指摘⑤		92

指摘 5 項目
意見 20 項目

なお、特定の事件を選定した理由で述べたように、少子高齢化、グローバル化、高度情報化といった社会環境を背景に、次代を担う人材の育成に係る県教育行政への期待は高いと考え、また、県立高等学校の在り方や再編整備の議論があることを踏まえて、今後の学校マネジメントのあり方に資する提言等を意見として取りまとめたものが多い結果となっている。

【2】重要な監査の結果及び意見の要約

1. 県立高校の具体的再編について（意見①）

和歌山県立高等学校再編整備計画は、当初、令和2年度内での計画策定を予定していたが、県議会等で慎重な進め方を求める意見等があり、県民等からの意見聴取と再編への県民の合意形成をまずは進める対応とした結果、令和3年11月に「県立高等学校の再編整備の基本的な考え方」及び「各地域における今後の県立高等学校の在り方」（以下、「考え方」）を公表するとともに、令和3年12月に「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針（案）」（以下、「原則と指針（案）」）を公表している。なお、「原則と指針（案）」は県民意見募集を行ったうえで、令和3年度末あるいは令和4年度に最終確定を予定している。

「原則と指針（案）」では、「考え方」を県の高校再編における合意事項と位置付けており、「考え方」に沿って再編整備を進める方針である。

「考え方」における「②再編整備の概念」には以下のとおり記載されている。

- 子供の希望や地域の状況等をもとに、今ある32校の県立高校を可能な限り存続充実させます。
- 自宅から通学可能な所に、多様な学び方と活気がある高校を整備します。
- 夢や希望の実現に応えるため、各高校の特色化を進め、充実した教育を保障します。

確かに、学校は地域住民との関わりが密接であり、また、将来を担う子供たちへの一定の教育環境水準を保障しなければならないという公共的性格を持つ施設であることから、一旦は既存の県立高校を可能な限り存続充実させるという方向性は決して誤ったものではないと考える。

しかし、将来を担う子供たちのために教育環境をどう充実発展させていくのかということを踏まえると、教育委員会も検討しているように、例えば、県内の地域ごとに「あり方協議会」等を設置して存続充実させていくのか、あるいはさらに踏み込んだ形での再編（統廃合）という方向性を持つのかなど、今後も検討の余地はあるのではないかと考える。

2. 教員の勤務時間実態把握調査の実施方法について（意見②）

教育委員会が実施している教員の勤務時間実態把握調査は、一定の期間内（約1か月程度）の連続する7日間の平日を調査期間としている。そのため、調査期間によっては、体育祭や文化祭等のイベントがある時期や、部活動の大会が集中する時期であれば、それらに関連する勤務時間が多くなることもあり、偏りが生じることになる。

働き方改革を推進していくために、教員の勤務時間を把握すること、その勤務時間でどのような業務を行ったかを可視化することは重要なことであり、当該調査は

その一環をなしていると考えられるが、調査期間が偏っているために本来把握されるべき勤務実態が適切に把握できないと考えられる。

県によると、教員の勤務実態の入力事務に係る負担を極力軽減するために調査期間が短くなっているとのことであるが、当該調査を実施する目的を達成できる結果が得られるかどうかは、検討の余地があると考えられる。

また、働き方改革をより効果のあるものにするために、ICTの活用が考えられる。例えば、RPAの導入によって、反復継続的な単純作業（例えば、システムへのテストの採点結果の入力業務等）をロボットに代替させることができる時間を調査することは、働き方改革を進めるための検討材料になると考えられる。このように、ICTの活用によって働き方改革に大きく貢献する可能性のある業務時間を把握することも重要であると考えられるため、そのような業務区分を追加することも検討の余地があると考えられる。

3. 学校評価に関する教育委員会の役割について（意見⑥⑨を中心に）

学校教育法に基づく学校評価は、学校が主体となって実施するものであるが、その結果等を報告書に取りまとめ設置者に提出することとなっていることから、学校の設置者には学校評価を適切に実施させる義務があると言える。

文部科学省が示す『学校評価ガイドライン[平成28年改訂]』では、学校評価の肝となる、重点化された具体的な目標の設定に関して、中長期的な学校経営の方針を策定し、その方針を敷衍して、重点的（あるいは段階的）に取り組むことが必要な短期的（場合によっては中期的）な目標や教育計画を具体的かつ明確に定めることが要請されている。また、重点として設定する目標等は、学校の全教職員がそれを意識して取り組むことができるなど実効性あるものとなるよう、総花的ではなく、学校が伸ばそうとする特色や解決を目指す課題に応じて精選することを求めている。さらには、「各学校が目標等を設定する場合には、設置者等の学校教育に関する方針も踏まえたものとし、必要に応じて、設置者が目標設定に関する支援を行うことも考えられる。」とあり、県立学校の学校評価への教育委員会による指導的役割が期待されているところである。

各学校がこの学校評価に取り組む前提として、教育委員会が策定・公表する教育振興基本計画があり、そこに示されている、県の教育が目指す基本的方向とその取組、進捗管理目標を踏まえて各学校は目標を設定することになる。しかし、県立学校の学校評価シートにおいて、重点目標として記載された具体的取組・評価指標が教育振興基本計画のどの取組に資するものであるかは必ずしも明確となっていない。

教職員向けには「学校教育指導の方針と重点」を作成・配付して、県の方針を共有し、県が目指す教育を実現するための学校運営に必要な留意点を示している。し

かし、普遍的な内容となっているために、学校単位で取り組まなければならない目標について、そこで働く教職員が自分事として何にどう取り組むかの意識付けは、最終的に現場に任されている。また、県立学校の教職員は異動による流動性が高いため、その学校の教育方針や取組の継続性を担保して特色化を図ることが容易ではない環境にあると考える。

このような観点から、学校の主体性を尊重しつつも、教育振興基本計画の主な取組と主な目標を、学校評価における具体的取組に反映させ、かつ、教職員に意識付けし、計画期間にわたる継続的な取組として促すためには、設置者として県教育委員会が学校に対する指導的機能の質と関与度合いをある程度高めることが望まれる。また、現在のところ、学校評価制度についての説明や設置者として県立学校の自己評価に対する評価など、学校評価への県の関わりが教育委員会のホームページ等において県民に示されていない状況が認められることから、教育振興基本計画について、教育委員会事務の点検及び評価として取組状況を示しているように、教育行政の一環にある学校評価についても、どのような仕組みで、県がどのように取り組んでいるかについて、広く県民に説明されてしかるべきである。

そして、学校評価はP D C Aサイクルにより持続的に運用されるべきものであることを鑑みると、教育振興基本計画に示された中長期的な方向性と取組を受けて、学校それぞれの中長期計画が必要とされる場所であるが、県では、そうした各学校の中長期計画は策定されていない。

目下、県は上述のとおり「原則と指針（案）」の確定を進めているが、それと並行して、各学校に期待される社会的役割（スクール・ミッション）の再定義とスクール・ポリシーの策定を進めており、令和4年4月の公表予定となっている。その公表後、各学校は、それぞれの特色の形成・確立と、期待される社会的役割（スクール・ミッション）の達成に向けて中長期的に取り組むことが要請されるため、その進捗（達成度合い）を定期的に評価することが必要となる。

そこで、現行の教育振興基本計画は令和4年度を最終年度として区切りを迎えることを踏まえ、令和5年度に始まる次期の教育振興基本計画における期間では、スクール・ポリシーと学校評価における重点目標や評価項目を関連させる仕組みを構築し、実践していくことを望む。

第4 監査の結果及び意見（各論）

【1】県立高校の再編計画

1. 概要

（1）「これからの県立高等学校の在り方について」

第6期きのくに教育審議委員会より、答申として「これからの県立高等学校の在り方について～高等学校が地域とともに持続可能な存在であるために～」(以下、「答申」)が令和2年8月に発出されている。答申は、前文(はじめに)にも記載されているように、出生数から予測可能な15年後を想定して、県民や地域の期待に応える県立学校の在り方を検討したものである。

本審議会は、令和元年10月、県教育委員会から「これからの県立高等学校の在り方について～高等学校が地域とともに持続可能な存在であるために～」というテーマのもと、

- (1) 和歌山の子供の優れた能力を十分に発揮できる高等学校の在り方
- (2) 「個に応じた学び」が可能な高等学校の在り方
- (3) 本県高等学校における普通科、専門学科、総合学科の在り方
- (4) 県内各地域の状況に応じた高等学校の在り方
- (5) 中学校と高等学校の接続の在り方

の5点について諮問された。

審議を始めるに当たって、現在の本県の中学校卒業生徒数が、ピークであった平成元年3月の半分以下になっていること、さらに15年後には平成元年3月の1/3以下になるとの予測が示され、多くの県立高等学校では、「県立高等学校再編整備基本方針」による適正規模(1学年4学級～8学級)の維持が今後困難になることが審議会委員の間で共有された。

さらに、情報化やグローバル化の進展など社会が大きく変化していく中、本県の高専教育の現状には、県民の期待や信頼に十分に応えることができているか、子供たちに希望や展望を見出させることができているかという点において、少なからず課題があるということも審議会委員の共通の認識であった。

全国よりも速いペースで人口減少が進んでいる本県では、高等学校に「地域社会を担う人材」を育成する役割が強く期待されるのであって、県立高等学校の在り方は地域の持続可能性と密接に関わっている。他方、和歌山から日本や世界に羽ばたき、リーダーシップを発揮して世の中を牽引していく人材、イノベーターとして世の中を革新していく人材の育成も期待されている。近い将来、あらゆる産業・社会・生活に新技術を取り入れることにより実現する新たな社会「Society5.0時代」が到来すると言われている。Society5.0時代では、高度な情報技術を介して全ての人とモノがつながることで新たな価値を創造することが求められている。この新たな時代において、よりよく生きるためには、子供たちが能動的に学び続けることを

通して、各々が時代の要請に対応できる多様な能力を獲得する手がかりをつかむとともに、自己の目標の実現に向かって継続的に取り組む力を身に付けることが必要である。

いうまでもなく、学校教育には、子供たち一人一人の願いと、社会や時代の要請の両方に応えていく使命がある。子供たちには、「日々学んで成長したい」、「これからの時代を生き抜く力を身に付けたい」、「自己実現に繋がる教育を受けたい」などの願いがある。他方、社会からは、少子化、低成長の時代の中で、「社会を支えたりリードしたりする人材を育成してほしい」、「教育インフラとして、県内どの地域においても、多様で質の高い教育が安定して受けられるような体制を整備してほしい」などの要請がある。

子供たちの願いが教育の出発点であることに疑いはないが、「今」の子供たちが「将来」の社会を担うことを考えれば、社会の持続的な発展に寄与する人材の育成という社会や時代の期待は大きい。

高等学校で学ぶ生徒は、数年後に社会へ出て働き、家庭を築き、子育てをするなどの社会的な役割を担うことが想定されることから、高等学校教育において、生徒たちに自覚や自立を促し、責任や展望をもたせ、将来にわたって持続可能な社会の一員として育てることがとりわけ重要である。

県立高等学校の発展には、生徒、教職員、保護者、行政機関などの当事者のみならず、あらゆる立場の人々が和歌山の教育について考え、関わっていくことが不可欠である。多様な職種、経験を有する我々は、この審議会がもつ意味の重さを感じつつ、高等学校教育の充実が生徒の成長と自己実現、今後の本県の活力と発展に大きな影響を与えるという思いのもと、慎重かつ真摯に議論を重ねた。

本審議会では、「更なる生徒減少への対応」と「高等学校教育の充実」の二つを大きな柱として、出生数から予測可能な15年後を想定して、県民や地域の期待に応える県立高等学校の在り方について、5回にわたり慎重に審議を重ね、この答申を取りまとめるに至った。

折しも、新型コロナウイルス感染症が拡大し、全国の学校はこれまで経験したことのない長期間の休校を余儀なくされた。この感染症による影響は世界的で長期に及ぶことが避けられず、オンライン学習の導入など、学びの変容、さらには国の教育システムの大転換に繋がる可能性があることにも留意しながら審議を進めた。

県教育委員会においては、15年後を想定した県立高等学校の在り方や再編整備に係る本答申を踏まえ、今後、どのような段階を経て整備していくのかということについて、広く県民の理解を得ながら、本県高等学校教育の一層の充実・発展に向けた不断の取組を進めることを期待するものである。

(出所：「答申」はじめに より抜粋)

(2) 「県立高等学校の再編整備の基本的な考え方」及び「県立高等学校教育の充実

と再編整備に係る原則と指針（案）」

和歌山県立高等学校再編整備計画は、当初、令和2年度内での計画策定を予定していたが、県議会等で慎重な進め方を求める意見等があり、県民等からの意見聴取と再編への県民の合意形成をまずは進める対応とした結果、令和3年11月に「県立高等学校の再編整備の基本的な考え方」及び「各地域における今後の県立高等学校の在り方」（以下、「考え方」）を公表するとともに、令和3年12月に「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針（案）」（以下、「原則と指針（案）」）を公表している。

なお、「原則と指針（案）」は県民意見募集を行ったうえで、令和3年度末あるいは令和4年度に最終確定を予定している。

再編整備に関する「考え方」は次のとおりである。

県立高等学校の再編整備の基本的な考え方

様々なご意見やご要望等を基に積み上げてきた、再編整備についての共通認識を以下の①～④に記します。

① 県民が期待する高校教育の姿

- 高校にどのような教育や機能を期待しますか？
 - ・質の高い授業、多様な学びが可能な仕組み
 - ・就職や進学等の進路実現につながる指導の充実
 - ・活発な部活動や多くの生徒との交流を通じて、人間的な成長が期待できる環境
- 上記を実現するためには、どのくらいの学校規模をイメージしますか？
 - ・1学年200～280人が理想
- そのような高校はどういうところであってほしいですか？
 - ・普通科を主とする高校は自宅から概ね1時間程度以内
 - ・専門学科など、特色ある教育を行う高校は和歌山市以外に、紀北・紀南にも必要

(本年4月実施の意見等公募より)

② 再編整備の理念

- 子供の希望や地域の状況等をもとに、今ある32校の県立高校を可能な限り**存続充実**させます。
- 自宅から通学可能な所に、多様な学び方と活気がある高校を整備します。
- 夢や希望の実現に答えるため、各高校の**特色化**を進め、**充実した教育**を保障します。



③ 県立高校の魅力化に向けて重視するポイント

- ICTを活用した **Society5.0** 時代の学びや、質の高い指導の展開、校舎や施設設備の集約・更新などによって、高校教育を進化・充実させ、最大限に生徒の可能性を広げ、才能を伸ばす。
- 高校入試の多様な枠組み、高校入学後の課程・学科変更の弾力化などを通して、生徒が自らに適した学び方を見つけ、自己実現に専心できる仕組みをつくる。
- 高校への**特別支援学校等の併設**や、学び直しに特化した**少人数学級**の導入など、支援を要する生徒に寄り添った教育を充実する。
- 高校のスポーツ施設や図書館等の**共同利用や開放**を進め、**地域交流や文化の拠点機能**を創出・強化する。

④ 再編整備のステップ

- 少子化が進む中、各学校・学科の募集定員（学級数）は、中学生の希望状況、普通科や専門学科などの各学科のバランス、各地域の状況等を踏まえつつ、全県的な視点から総合的かつ可能な限り緩やかに設定します。
- 県民の願いを叶えていく上で、学校規模は1学年あたり6学級を目標、4～8学級を適正範囲とします。
- 募集定員の縮小により適正範囲を維持することが困難となる場合は、以下の模式図のように再編整備の検討や準備に取り組みます。ただし、学科の特性や定員の充足率等を踏まえて慎重に検討します。

再編整備のプロセス (模式図)



※施設の有効利用や円滑な再編整備を図る上で、分校舎の活用について検討しますが、学校としての一体感を損なわないようにします。

(出所：「考え方」より抜粋)

2. 監査の視点

- (1) 第3期和歌山県教育振興基本計画は適切に推進されているか
- (2) 県立学校施設の耐震対策、老朽化対策は計画的に行われ、また、個別工事の契約事務は適切に行われているか

3. 監査手続

- (1) 教育委員会及び学校に関する概要の把握
- (2) 教育委員会及び関連する部局、学校からのヒアリング
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧

4. 監査の結果及び意見

(1) 県立高校の具体的再編について（意見①）

和歌山県立高等学校再編整備計画は、当初、令和2年度内での計画策定を予定していたが、県議会等で慎重な進め方を求める意見等があり、県民等からの意見聴取と再編への県民の合意形成をまずは進める対応とした結果、令和3年11月に「県立高等学校の再編整備の基本的な考え方」及び「各地域における今後の県立高等学校の在り方」（以下、「考え方」）を公表するとともに、令和3年12月に「県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針（案）」（以下、「原則と指針（案）」）を公表している。なお、「原則と指針（案）」は県民意見募集を行ったうえで、令和3年度末あるいは令和4年度に最終確定を予定している。

「原則と指針（案）」では、「考え方」を県の高校再編における合意事項と位置付けており、「考え方」に沿って、再編整備を進める方針である。「考え方」における「②再編整備の概念」には以下のとおり記載されている。

- 子供の希望や地域の状況等をもとに、今ある32校の県立高校を可能な限り存続充実させます。
- 自宅から通学可能な所に、多様な学び方と活気がある高校を整備します。
- 夢や希望の実現に応えるため、各高校の特色化を進め、充実した教育を保障します。

確かに、学校は地域住民との関わりが密接であり、また、将来を担う子供たちへの一定の教育環境水準を保障しなければならないという公共的性格を持つ施設であることから、一旦は既存の県立高校を可能な限り存続充実させるという方向性は決して誤ったものではないと考える。

しかし、将来を担う子供たちのために教育環境をどう充実発展させていくのかということを踏まえると、教育委員会も検討しているように、例えば、県内の地域ごとに「あり方協議会」等を設置して存続充実させていくのか、あるいはさらに踏み込んだ形での再編（統廃合）という方向性を持つのかなど、今後も検討の余地はあるのではないかと考える。

【2】 労務管理、働き方改革及び業務効率化

1. 概要

(1) 学校の教職員の勤怠管理の概要

教職員の勤怠管理は、校務支援システムを利用し管理している。具体的には、出勤時に教職員1人1人に貸与されているPCを立ち上げることで自動的に出勤時間が記録され、退勤時にはPC上のタイムレコーダーの打刻を行うことで日々の勤務時間を管理している。また、月次単位で、各学校の教頭等の管理職が各教職員の勤務時間を把握し、超過在校等時間（在校等時間から条例等で定められた勤務時間を除いた時間をいう）の多い教職員に対して指導を行っている。

(2) 県の教職員の働き方改革、業務効率化の取組の概要

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間勤務の改善が課題となっていること等を背景に、教育委員会は、文部科学省より「学校現場における業務の適正化に向けて」（平成28年6月）の通知を受けて、「校務の効率化に向けた取組指針」を平成29年3月に策定した。これにより、「校務の効率化に向けた点検シート」を用いて各学校における校務の効率化に向けた取組状況を年3回学校長により評価を実施させ、教育委員会へ報告を行うこととしている。

校務の効率化に向けた点検シート【管理職用】

学校名()

評価:「○:達成できた △:まだ取組中 ×:達成できない」を入力してください。

	項目	評価			達成した具体的な内容
		3ヶ月	6ヶ月	1年	
(1)	① 「子供と向き合うこと」を中心とした組織づくりができていますか				
	② 仕事を一人で抱え込まない校内組織づくりに努めているか				
	③ 特定の教職員に過度の負担がかからないよう業務量を平準化しているか				
(2)	④ 職員の出退勤の時刻を把握しているか				
	⑤ 退勤が極端に遅い教職員への指導をしているか				
	⑥ 年次有給休暇の取得推進と目標設定を行っているか				
(3)	⑦ 「ノー残業デー」を設定しているか				
	⑧ 「ノー会議週間」を設定しているか				
	⑨ ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を導入しているか				
(4)	⑩ 会議の開始・終了時間を明確化しているか				
	⑪ 提案、協議、連絡などを整理し、会議資料の事前配付に努めているか				
	⑫ 会議資料等を簡略化することを指導しているか				
(5)	⑬ 不必要な書類の削減を実行しているか				
	⑭ 教職員で保管場所を決め、教材等の共有化を行っているか				
	⑮ 共有フォルダを作成し、文書や学習プリント等の有効活用を行っているか				
(6)	⑯ 職員室では、子供に関する話題が出るような雰囲気となっているか				
	⑰ 子供と向き合う時間確保に向けPDCAサイクルを実施しているか				
	⑱ 週休日の振替等の制度の周知や記入用紙の保管場所も明示しているか				
(7)	⑲ 部活動の休養日を設定しているか				
	⑳ 部活動の練習時間を設定しているか				
	㉑ 教職員全体での共通理解と学校・家庭・地域が連携・協力を図るよう指導しているか				
その他取り組んだこと					

(出所:校務の効率化に向けた取組指針)

また、国の中央教育審議会初等中等教育分科会「学校における働き方改革特別部会」より発せられた「学校における働き方改革に係る緊急提言」（平成29年8月）を受け、教育委員会は「教職員等の働き方推進プラン」を平成30年5月に策定し、令和3年4月に同プランの改定を実施した。

「教職員等の働き方推進プラン」（令和3年4月改定）は、第3期教育振興基本計画に掲げる「教職員の勤務環境の整備」の具体的なアクションプランであり、短期的な取組と3年間の中期的な取組を設定し、その取組の数値目標や評価指標を設定して毎年度進捗管理を実施している。

県立学校の令和2年度の教職員の超過在校等時間の状況は以下のとおりである。

令和2年度 県立高等学校及び県立特別支援学校の教職員の超過在校等時間について

月	県立高等学校		県立特別支援学校	
	平均超過在校等時間	45時間超の教職員の割合	平均超過在校等時間	45時間超の教職員の割合
4月	23時間50分	12.7%	14時間23分	6.2%
5月	18時間33分	6.7%	15時間45分	7.6%
6月	41時間04分	37.9%	26時間22分	12.6%
7月	44時間47分	42.3%	33時間23分	20.6%
8月	41時間50分	35.9%	22時間53分	10.3%
9月	45時間50分	42.1%	32時間56分	22.6%
10月	47時間42分	45.4%	35時間45分	27.2%
11月	45時間05分	42.7%	29時間25分	17.0%
12月	39時間32分	35.5%	29時間45分	17.3%
1月	37時間37分	33.5%	26時間00分	11.8%
2月	31時間49分	24.1%	32時間29分	23.5%
3月	39時間49分	33.7%	33時間36分	22.0%

（出所：教育委員会ホームページより抜粋）

（3）教員の勤務時間実態把握調査の概要

教育委員会は、独自の取組として、「教員の勤務時間実態把握調査」を平成23年から実施している。令和2年度に実施した調査概要と結果は次のとおりであり、業務別の時間外勤務の状況として、「授業準備」や「部活動」の時間が、教員の時間外勤務が発生する主な要因となっている。

項目	調査の概要
調査期間	令和2年11月9日～12月6日（期間内の平日に祝日を含めない連続する7日間）
調査対象者	校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、養護助教諭等の公立学校の教員全て

令和2年度 教員の勤務時間実態把握調査結果 (業務別の時間外勤務の状況)

(時間：分)

			A	B	C	D	E	F			
			授業準備	部活動	生徒指導	学校運営	外部対応	研修・会議	合計		
県立学校	普通学校	全日制	R2	学内	3:07	4:41	2:07	1:33	0:14	0:16	11:58
			持ち帰り	0:27	0:02	0:03	0:01	0:01		0:34	
		R1	学内	3:11	4:12	1:55	1:42	0:20	0:09	11:29	
			持ち帰り	1:00	0:14	0:19	0:02	0:01		1:36	
		定時制	R2	学内	1:02	0:02	0:18	0:51	0:06	0:01	2:20
			持ち帰り	0:06	0:00	0:04	0:00	0:00		0:10	
	R1	学内	1:06	0:01	0:19	0:43	0:06	0:01	2:16		
		持ち帰り	0:18	0:00	0:01	0:00	0:00		0:19		
	通信制	R2	学内	0:59	0:03	0:39	0:10	0:00	0:00	1:51	
			持ち帰り	0:04	0:00	0:00	0:02	0:02		0:08	
		R1	学内	0:51	0:02	0:42	0:55	0:05	0:00	2:35	
			持ち帰り	0:03	0:00	0:00	0:00	0:01		0:04	
	県立中	R2	学内	5:36	3:24	1:23	2:29	0:08	0:25	13:25	
			持ち帰り	0:24	0:03	0:00	0:02	0:00		0:29	
		R1	学内	6:25	3:36	1:04	3:01	0:36	0:21	15:03	
			持ち帰り	0:40	0:09	0:01	0:04	0:00		0:54	
		特別支援学校	R2	学内	3:58	0:00	0:12	1:20	0:08	0:24	6:02
				持ち帰り	0:22	0:00	0:00	0:03	0:00		0:25
R1	学内		4:06	0:01	0:11	1:33	0:07	0:14	6:12		
	持ち帰り		0:18	0:00	0:01	0:02	0:01		0:22		
県立学校(総計)	R2	学内	3:19	2:49	1:22	1:26	0:11	0:18	9:27		
		上記割合	35.1%	29.8%	14.5%	15.5%	1.9%	3.2%	100%		
		持ち帰り	0:24	0:01	0:02	0:02	0:01		0:30		
		上記割合	80.0%	3.3%	6.7%	6.7%	3.3%		100%		
	R1	学内	3:25	2:27	1:12	1:36	0:15	0:10	9:05		
		上記割合	37.6%	27.0%	13.2%	17.6%	2.8%	1.8%	100%		
		持ち帰り	0:42	0:08	0:11	0:02	0:01		1:04		
		上記割合	65.6%	12.5%	17.2%	3.1%	1.6%		100%		

(出所：令和2年度 教員の勤務時間実態把握調査)

2. 監査の視点

- (1) 教職員の勤怠管理が適切に実施されているか
- (2) 教育委員会や各学校において、働き方改革や業務の効率化に向けた取組がどのように実施されているか

3. 監査手続

- (1) 県立学校の日々の勤怠管理方法について、監査対象とした学校の教職員へのヒアリング
- (2) 校務の効率化に向けた取組について、監査対象とした学校の校務の効率化に向けた点検シートの閲覧及び校務効率化に向けた取組について教職員へのヒアリング
- (3) 教職員の働き方改革の取組について、監査対象とした学校の管理職へのヒアリング
- (4) 令和2年度に実施した教員の勤務時間実態把握調査結果の閲覧及び教育委員会へのヒアリング

4. 監査の結果及び意見

(1) 教員の勤務時間実態把握調査の実施方法について（意見②）

教育委員会が実施している教員の勤務時間実態把握調査は、一定の期間内（約1か月程度）の連続する7日間の平日を調査期間としている。そのため、調査期間によっては、体育祭や文化祭等のイベントがある時期や、部活動の大会が集中する時期であれば、それらに関連する勤務時間が多くなることもあり、偏りが生じることになる。

働き方改革を推進していくために、教員の勤務時間を把握すること、その勤務時間でどのような業務を行ったかを可視化することは重要なことであり、当該調査はその一環をなしていると考えられるが、調査期間が偏っているために本来把握されるべき勤務実態が適切に把握できないと考えられる。

県によると、教員の勤務実態の入力事務に係る負担を極力軽減するために調査期間が短くなっているとのことであるが、当該調査を実施する目的を達成できる結果が得られるかどうかは、検討の余地があると考えられる。

また、働き方改革をより効果のあるものにするために、ICTの活用が考えられる。例えば、RPAの導入によって、反復継続的な単純作業（例えば、システムへのテストの採点結果の入力業務等）をロボットに代替させることができる時間を調査することは、働き方改革を進めるための検討材料になると考えられる。このように、ICTの活用によって働き方改革に大きく貢献する可能性のある業務時間を調査することも重要であると考えられるため、そのような業務区分を追加することも検討の余地があると考えられる。

(2) 校務の効率化に向けた点検シートについて（意見③）

校務の効率化に向けた点検シートは年3回、校務の効率化の自己点検を行うものである。○は達成できた、△はまだ取り組み中、×は達成できない、という評価である。評価について、期中は△が続いている項目があるにもかかわらず、年度末の評価部分は全ての項目が○となっている学校があった。達成できていると判断しているのかもしれないが、期中で取り組み中であった項目が全て達成できたとするのは不自然な部分もある。

この評価項目について、達成目標が曖昧であり、また、主観的にならざるを得ないことから、適切に評価できているとは言い難いのではないかとと思われる。

教育委員会は、この校務の効率化に向けた点検シートについて、達成目標は何か、前期と比較した当期の達成度合なのか基準を明確にし、学校へ伝達すべきである。

【3】その他教育委員会全般

1. 概要

(1) 予算について

教育委員会の予算については第2【1】(2)参照。

(2) 高等教育機関連携事業

教育委員会と高等教育機関（主として大学）とが連携して出前講義等が実施されている。令和2年度における連携事業の一覧は以下のとおりである。

①和歌山大学との連携事業						
・高大連携出前講義			対象者：県内県立学校に通う生徒 参加生徒数：803名	15事業		
No	学校名	実施日	実施時間	講義テーマ	教員名	参加生徒数
1	有田中央高校	11月2日(月)	13:30～15:00	住生活に関する講義	教育学部 村田 順子 氏	8
2	紀北支援学校	9月18日(金)	13:00～14:00	・ネット依存症の予防と対策について ・SNS時代におけるメディアリテラシー	教育学部 豊田 克崇 氏	16
3	星林高校	11月18日(水)	13:25～14:15	異文化理解、国際理解	教育学部 江田 裕介 氏	39
4	紀伊コスモス支援学校	12月18日(金)	10:00～12:00 (90分～120分)	ネット依存、SNSの使い方、写真について、等	教育学部 豊田 克崇 氏	50
5	南紀高等学校	10月2日(金)	9:40～10:30	・ネット依存症の予防と対策について ・SNS時代における情報モラル、メディアリテラシーについて	教育学部 豊田 克崇 氏	75
6	たちばな支援学校	11月12日(木)	10:50～12:00	スマホのSNS利用と有効活用について	教育学部 豊田 克崇 氏	8
7	串本吉原高校	10月29日(月)	14:20～15:10	・ネット依存症の予防と対策について ・SNS時代におけるメディアリテラシー	教育学部 豊田 克崇 氏	84
8		10月12日(月)	14:20～15:10	よりよいコミュニケーションと人間関係	教育学部 衣笠 哲臣 氏	84
9	和歌山北高校 (北校舎)	10月30日(金)	14:25～15:15	地域や社会の活性化を考える	教育学部 岡崎 裕 氏	70
10		10月30日(金)	14:25～15:15	地域や社会の活性化を考える	教育学部 岩野 清美 氏	70
11		11月6日(金)	14:25～15:15	地域や社会の活性化を考える	教育学部 島津 俊之 氏	40
12	さくら支援学校	11月5日(木)	13:30～14:30	・ネット依存症の予防と対策について ・SNS時代におけるメディアリテラシー	教育学部 豊田 克崇 氏	16
13	和歌山高校	11月15日(月)	9:20～10:20	算数・数論について	教育学部 佐藤 和正 氏	85
14	向陽高校	12月23日(水)	9:40～11:40	整数の性質	教育学部 北山 秀隆 氏	79
15		1月15日(金)	11:05～12:15			
・教育ボランティア			対象者：公立学校 参加校数：延べ58校	1事業		
・教育実践による地域活性化事業			対象者：公立学校 参加校数：延べ1校	1事業		
・共同研究事業			対象者：公立学校教員 参加者数：127名	1事業		
②京都大学との連携						
・京都大学サイエンスフェスティバル			対象者：和歌山県が選出した代表校の生徒 参加生徒数：3名	1事業		
③大阪体育大学との連携						
・ゴールデンキッズ発掘プロジェクト 育成プログラム			対象者：小学校4年生～6年生 参加者数：110名	1事業		
・第32回チーム和歌山コーチ塾			対象者：県内のスポーツ指導者 参加者数：55名	1事業		

(出所：教育委員会より入手した資料)

2. 監査の視点

- (1) 教育委員会及び関連する部局・学校の事務事業の執行が適正かつ経済的・効率的に行われているか
- (2) 教育委員会及び関連する部局の学校の運営・管理が適切に行われているか

3. 監査手続

- (1) 教育委員会及び学校に関する概要の把握
- (2) 教育委員会及び関連する部局、学校からのヒアリング
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧

4. 監査の結果及び意見

- (1) 学校運営に係る予算の執行管理のあり方について（参考意見④）

教育委員会の予算は、予算を所管する部署別に管理されており、県立学校は、学校で必要な予算(事業費)を、その事業費を所管する部署へそれぞれ要求している。例えば、学校運営に係る一般的な運営経費は、教育委員会総務課へ要求しており、県立学校は配当された予算を県全庁システムである和歌山県財務会計システム内で執行管理している。

現状の仕組みでは、各学校は予算管理単位(予算所管部署)となっていないため、県立学校の運営という観点で、それぞれの学校ごとにいかほどの事業費を要しているかを一元的に把握することができない状況にある。

目下、県立学校の再編整備の検討が進められているところであるが、【4】学校評価で述べているとおり、令和4年度以降はスクール・ミッションの達成に向けたアクションプランを立案・実践していく、新たな学校マネジメントが求められるようになる。その学校マネジメントにおいては、各学校の活動・取組を財務的な側面(財源の手当は適当か、執行は適切か等)から検討・評価する必要があるものと考ええる。そのためにも、施設設備の営繕を含む学校運営に係る費用(人件費を含む)を学校別に把握する意義は高いと考える。

現行制度で求められている訳ではないものの、県の未来を拓くひとを育むために、県立学校教育にどれだけの事業予算が投じられているのか、そして、各学校が特色化・魅力化を進め、スクール・ミッションの達成に向け、どのような取組にどれほどの予算をかけているのか、という視点は、県民が県の教育行政を評価する視点として必要なものであると考える。それゆえ、教育分野の予算を、一定のセグメントで示すこと、端的には県立学校という施設単位(セグメント)で予算を把握できる仕組みを県が自発的に整備することを期待したい。

- (2) 企画事業に係る事後評価について（意見⑤）

教育振興基本計画の基本的方向2「信頼される質の高い教育環境づくり」の重点

施策に掲げられた「高等教育機関による地域活性化の推進」の取組として、高等教育機関連携事業が実施されている。その代表的なものが和歌山大学との連携事業である、県立学校に通う生徒を対象とした高大連携出前講義であり、令和2年度は、11校で計15回の講義が実施された。

当該事業は、県立学校からの希望に基づいて、大学教員に県立学校へ出向いてもらい、専門性を生かした講義を実施してもらうものである。この事業が県立学校からの希望に基づいて行われる、授業の一環としての講義であることに鑑みると、個々の講義について参加者アンケートをとるなどして、当該講義を受けた生徒の理解度や期待した効果の程度等から講義の目的適合性を事後的に評価するとともに、各講義の評価結果を取りまとめて分析し、事業全体としての評価を大学へフィードバックして、次年度以降の事業継続の可否や講義テーマの拡充等に活かすことが有意義である。しかし、本事業に関しては、アンケートの実施が徹底されておらず、各学校に任されており、アンケート結果についても必ずしも共有されている状況にはなかった。

アンケートを通じて、受講した生徒の率直な意見等を収集・分析し、その結果を大学にフィードバック・共有することによって、連携事業の成果を評価することができ、講義内容の見直しや次回以降の講義テーマの企画などに役立てることができるものとする。そうした観点から、本連携事業のような企画事業については、参加者アンケートを実施し、結果を分析して次回企画に役立てるよう、教育委員会から学校に対して指導し、徹底することが望まれる。

【4】学校評価

1. 概要

(1) 学校評価の法的根拠

学校評価は、学校教育法及び同施行規則において規定されており、①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、②保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること、③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること、が必要となる。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第42条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第66条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条

小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条

小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

(2) 学校評価の目的

文部科学省が定めた『学校評価ガイドライン（平成28年3月改訂）』（以下「GL」）によれば、学校評価は、3つの目的をもって実施するものであり、これにより、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指す

すための取組として整理されている。

○学校評価の3つの目的

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(出所：文部科学省「学校評価ガイドライン」(平成28年3月改訂))

(3) 学校評価の実施方法の形態

学校評価の実施方法は、上記法令の規定を踏まえて、以下の3つの形態に分類される。

なお、第三者評価は、校長等の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

実施方法	定義及び概要
自己評価	(定義) ・各学校の教職員が行う評価 (概要) ・自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

実施方法	定義及び概要
学校関係者評価	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価 <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。 ・教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。
第三者評価	<p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価 <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。

(出所：文部科学省「学校評価ガイドライン」(平成28年3月改訂))

(4) 和歌山県立学校の学校評価の概要

県では、課程（全日制、定時制、通信制）、分校、校舎ごとに県独自の学校評価シートを用いて、目指すべき学校像や育てたい生徒像、年度ごとの重点目標、中期的な目標等を各学校に策定させ、当該学校評価シートを用いて学校設置者である県に報告している。

また、「和歌山県立学校 学校評価実施要項」を策定し、各学校が実施する学校評価の実施事項について定めている。

項目	内容
趣旨	各学校が、日頃の教育活動についての自己評価及び学校関係者評価を積極的に実施し、その結果を公表することで、教育活動の充実・向上、教育課題への対応、地域とともにある学校づくりの推進等、児童生徒や保護者、地域住民等の信頼に応える教育を推進することに資する。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・校長は、学校評価委員会を設置する。 ・学校評価委員会は、校長の命を受け、学校評価に係る業務を遂行する。
評価期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
実施計画	<p>(自己評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は、めざす学校像・育てたい生徒像を掲げ、重点目標及び評価項目等を設置し、学校評価シートを作成する。 ・評価方法は、全教職員の参加により、組織的に実施する。 ・実施時期は、原則として年度末に行い、必要に応じて、年度途中に中間評価をすることも考えられる。 <p>(学校関係者評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者評価の評価者は、学校運営協議会委員、保護者、地域住民等とし、学校と十分な意見交換や対話等を行い、学校の自己評価の結果及び今後の改善方策等について評価する。 ・実施時期は、自己評価の結果及び今後の改善方策がとりまとめられた後、年度末に行い、必要に応じて、年度途中に中間評価を実施することも考えられる。
学校評価の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・校長は、学校評価の趣旨、目標等を含め、自己評価の結果及び今後の改善方策を広く保護者等に公表する。 ・学校関係者評価の結果等についても、同様に公表に努めるものとする。 ・公表の方法については、個人情報等に十分留意しながら、校長の判断により決定するものとする。
学校評価シートの提出	記載省略

(出所：「令和2年度 和歌山県立学校 学校評価実施要項」を基に監査人が加工)

令和2年度 学校評価シート

学校名： _____ 学校 _____ 学校長名： _____ 印 _____

めざす学校像 育てたい生徒像				中期的な 目標	達成 度	A	十分に達成した。 (80%以上)
本年度の重点目標 (学校の課題に即し、 精選した上で、具体的かつ 明確に記入する)	1					B	概ね達成した。 (60%以上)
	2			学校評価の 結果と改善 方策の公表 の方法	C	あまり十分でない。 (40%以上)	
	3					D	不十分である。 (40%未満)
	4						

(注) 1 重点目標は3～4つ程度設定し、それらに対応した評価項目を設定する。 2 番号欄には、重点目標の番号を記入する。 3 評価項目に対応した具体的取組と評価指標を設定する。
4 年度評価は、年度末(3月)に実施した結果を記載する。 5 学校関係者評価は、自己評価の結果を踏まえて評価を行う。

自 己 評 価						学 校 関 係 者 評 価	
期	現状と課題	重 点 目 標		年 度 評 価 (月 日 現 在)		年 月 日 実 施	学 校 関 係 者 からの 意 見 ・ 要 望 ・ 評 価 等
		評価項目	具体的取組	評価指標	評価項目の達成状況		

(出所：令和2年度 和歌山県立学校 学校評価実施要項)

2. 監査の視点

- (1) 各学校において、学校評価が県の実施要項に沿って策定されているか
- (2) 各学校が定めた公表方法により、適時・適切に学校評価が公表されているか
- (3) 各学校が定めた学校評価の重点目標や中期目標等について、県立学校全体の上位計画である「第3期和歌山県教育振興基本計画」との関連性、目標管理(PDCAサイクル)の実施状況について確認する

3. 監査手続

- (1) 教育委員会に、学校評価の実施状況についてヒアリング
- (2) 監査対象とした学校の学校評価シートの閲覧及び校長等に対して学校評価の実施内容についてのヒアリング
- (3) 監査対象とした学校の学校評価の公表方法の確認及びその公表状況の確認

4. 監査の結果及び意見

- (1) 学校評価の結果と改善方策の公表の方法 (指摘①)

各高校での学校経営計画の策定状況や学校評価が適切に行われることを担保する施策として、「学校評価シート」を各高校で作成している。学校評価シートは各高校で重点目標を設定し、それらに対応した評価項目を定め、年度末には自己評価

を行うとともに、学校関係者評価を受けて、教育委員会に報告している。

学校評価シートには「学校評価の結果と改善方策の公表の方法」の欄があり、自己評価・学校関係者評価を公表する方法も定める必要があるが、監査対象とした学校のうち、一部の高校においては学校評価シートに記載されている公表方法に沿った公表がされていなかった。

高校名	学校評価シートでの公表の方法	実際の公表の方法
箕島高校	学校から発信する(箕高新聞やPTAだより等)を活用して(以下省略)	箕高新聞では公表しているが、PTAだよりでは公表されていなかった。

実際に公表している方法に次年度以降、記載を見直す等、記載内容と実態を合致させるべきである。

また、「学校評価シート」で各学校が定める公表の方法として、学校のホームページに公表する旨が記載されている県立高校についてその公表状況を確認したところ、適時・適切に学校評価が公表されていない学校が13校発見された。

特に、学校評価の公表方法をホームページのみとしている県立高校については、公表自体は学校教育法で法定化された事項であるため、速やかに改善を図るべきである。

学校評価の公表状況	学校数
学校評価の公表方法として学校のホームページとしている学校	45校
うちホームページで学校評価が公表されていなかった学校	8校
うちホームページで学校評価が公表されているが、令和2年度の学校評価が公表されていなかった学校	5校

(出所：監査人が各学校のホームページにアクセスした時点の状況)

(2) 学校評価に関する教育委員会の役割について

県下の学校は、県が策定した教育振興基本計画に示された基本的方向とその取組(教育施策)を推進することが求められている。つまり、教育行政にあつては、市町村が設置者である小中学校にも県の影響が強く及ぶことになっている。

学校教育法に基づく学校評価は、規定の準用により、幼稚園・小学校・中学校・高等学校など法律に定める学校のほか、専修学校・各種学校も対象となっており、これら学校の設置者には、県・市町村のほか、学校法人を始めとする民間法人がある。学校評価はこれらの学校が主体となって実施するものであるが、その結果等を報告書に取りまとめ設置者に提出することとなっている。つまり、学校の設置者には、学校評価を適切に実施させる義務があると言える。

文部科学省が示すGLでは、学校評価は重点化された具体的な目標の設定が出発点となっており、それこそが学校評価の肝であると言える。その目標設定に関して、

GLでは、中長期的な学校経営の方針を策定し、その方針を敷衍して、重点的（あるいは段階的）に取り組むことが必要な短期的（場合によっては中期的）な目標や教育計画を具体的かつ明確に定めることが要請されている。また、重点として設定する目標等は、学校の全教職員がそれを意識して取り組むことができるなど実効性あるものとなるよう、総花的ではなく、学校が伸ばそうとする特色や解決を目指す課題に応じて精選することを求めている。さらには、「各学校が目標等を設定する場合には、設置者等の学校教育に関する方針も踏まえたものとし、必要に応じて、設置者が目標設定に関する支援を行うことも考えられる。」とあり、県立学校の学校評価への教育委員会による指導的役割が期待されているところである。

① 教育振興基本計画の実行における教育委員会の指導的機能について（意見⑥）

県が策定した教育振興基本計画に基づく施策については、教育委員会事務として毎年度点検及び評価が行われている。令和3年6月の「教育委員会事務の点検及び評価報告書」には、5つの基本的方向とその取組方針を受けた令和2年度の主な取組、その成果と課題、進捗管理目標の状況が示されている。このような体系立った取組については、方針を共有した上で、教育委員会＞学校＞教職員へと Break Down して、それぞれの階層が主体となって取り組むことを具体的に立案し、Outcome となる指標もそれとつながるように設定することが一般的であると考え。

この点、公表されている第3期教育振興基本計画を見ると、主な取組とともに進捗管理目標が示されているが、どの階層が主体となって進める取組であるかは、住民目線からは必ずしも明確でない。県立学校の学校評価シートとの関連で見ても、重点目標に記載された具体的取組・評価指標が基本計画のどの取組に資するものであるかは必ずしも明確でない。

学校単位で取り組まなければならない目標については、学校で働く教職員が自分事として意識して取り組まなければ結果が伴わないのは当然の帰結である。教職員個人が意識して取り組まなければ、目標との乖離があった時にその要因を分析することはできず、PDCAによる改善を見通すことはできない。このように捉えると、学校現場において、基本計画からのつながりの中で、当事者たる教職員が自分事として何にどう取り組むかをどのように意識付けするかが問われるところである。

この点、教育委員会では、教職員向けに「学校教育指導の方針と重点」を作成・配付して、学校教育に関する指導の重点について理解を促しているところである。また、県の方針を共有するとともに、県が目指す教育を実現するための学校運営に必要な留意点を示している。しかし、内容的には普遍的なものとならざるを得ないところがあり、各学校が置かれた状況に応じて、どのように取り組むかの教職員個人への意識付けは、最終的に現場に任されている。

学校教育においては、ほとんどの取組が“年度”で仕切られること、公立学校の場合、年度ごとの人事異動により教職員の流動性が高いことなどを考慮すると、各

学校の教育方針や取組の継続性を如何にして担保するかは重要な課題であると考えられる。そのような観点から、学校の主体性を尊重しつつも、教育振興基本計画の主な取組と進捗管理目標を、学校評価における具体的取組に反映させ、かつ、教職員に意識付けし、計画期間にわたる継続的な取組として促すためには、設置者として教育委員会が学校に対する指導的機能の質と関与度合をある程度高めることが望まれる。

また、現在のところ、県下の教育行政を預かる県として、学校評価制度について説明や設置者として県立学校の自己評価に対する評価など、学校評価に県がどのように関わっているかは教育委員会のホームページ等において県民に示されていない状況にあると認められる。教育振興基本計画について、教育委員会事務の点検及び評価として取組状況を示しているように、教育行政の一環にある学校評価についても、どのような仕組みで、県がどのように取り組んでいるかについて、広く県民に説明されてしかるべきである。

② 教職員評価との連動について（意見⑦）

学校評価は、学校という機関の、組織としての教育活動やマネジメントの状況を評価して、教職員の気付きを喚起し学校運営の改善を促すために行うものである。

一方、教職員評価は、地方公務員法等に基づき法律上の義務として行われる教職員の人事評価であって、その評価の結果に基づき人事・給与等の処遇が行われるものであるが、授業観察を通じて教員がわかりやすい授業に取り組んでいるかどうかや、割り当てられた校務分掌を適切に処理しているかなどの教職員の取組を検証することにより、教職員が抱える課題の発見や今後の改善につなげるためのものでもある。

GLでは、目的と結果の公表において学校評価と教職員評価は大きく異なるとしつつも、目標設定を出発点とする目標管理型の評価制度として両者の共通性を認めている。すなわち、教職員の人事評価として用いることを前提に教職員の取組を評価することは否定しながらも、目標管理の在り方として、学校の取組目標とそこで執務する教職員の取組目標を設定するに当たって、両者を連動させることは否定されていない。むしろ、①で述べたように、学校現場において、当事者たる教職員が自分事として何にどう取り組むかの意識付けがなければ、学校の取組目標の達成は望むべくもないと言えよう。

この点、目下行われている教職員評価は、個々の資質向上や学校の活性化を目的としたものであり、管理者である校長は県（教育委員会）が、管理者以外の教職員は校長が評価者となって、自己評価シートを用いて行われている。校長・教頭・主任といった職階ごとに求められる職責が異なるため、目標設定項目は職階によって異なるものの、勤務する学校の運営方針に基づいた取組目標を設定し、それを達成するために、担当する職務の中から達成を目指す目標を具体的に設定する形は共通

である。学校の取組目標が教職員個人の取組目標と連動する形にはなっていないものの、学校運営方針を踏まえる形で目標設定している点については、学校評価との連動を図る素地として認められると考える。

教育振興基本計画と各年度の「学校教育指導の方針と重点」、学校評価、教職員評価は本来、連動してしかるべきものである。すなわち、中期的な計画として教育振興基本計画が策定され、計画期間（5年）で達成すべき目標に取り組む過程で、学校評価や教職員評価を位置付ける。学校評価は基本計画を踏まえて、各学校が当該期間で達成すべき学校目標を設定し、その達成・進捗度合を年度ごとに測るもの、教職員評価はその学校目標の達成に寄与するように、教職員としてなすべき個人目標を設定し、その達成・進捗度合を年度ごとに測るものとして、いずれも中期的なサイクルで必要に応じて更新しながら機能することが理想である。しかしながら、現実には異動を始め、様々な要因が影響し合っているため、目標設定から評価に至るまでこれらを完全に連動させることは困難な状況にある。

そうした困難さがあることを考慮しつつも、学校の取組目標の達成、ひいては基本計画の目標の達成は、つまるところ、教育の現場にある教職員が自分事として取り組める否かにかかっていると言え、その意識付けやモチベーションを促すためには、県が学校評価を核とした学校マネジメントのあり方を検討し、各学校の目標達成に必要な人材（教職員）の育成を中長期的視野に入れて、学校評価を教職員評価と連動させる項目を特定するなど、一定程度の連動を図ることが望まれる。

③ 学校評価に関する手引きの整備について（意見⑧）

学校評価に関して、設置者として直接的な監督責任を負う対象は、報告書の提出を受ける学校であり、県にとっては県立学校が対象である。その観点からすれば、県立学校以外の学校評価に関して、県は何ら責任を負うものではないと言えるが、県立学校以外の、とりわけ小中学校が設定すべき学校教育目標は、県が策定した教育振興基本計画を踏まえて設定されるべきものとなっていることに鑑みると、県立学校以外に対しても何らかの監督責任はあるものとするのが妥当である。

県の教育振興基本計画では「未来を拓くひとを育む和歌山」という県の教育分野における将来像の実現に向けて、教育分野全般にわたって取組方針や目標が掲げられているが、第三者的に見て、小中高のどの学校に関わる取組方針や目標であるかが判然としないものがある。

義務教育としての基礎教育の場として一定程度の画一性・均一性を有する小学校・中学校と、中学校教育の基礎の上に心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育や専門教育を施す場である高等学校では、学校教育目標に質的な違いが求められるものとする。GLでも、高等学校の学校運営の骨格は、小中学校と共通する面が多いとしながらも、全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など様々な形態があり、自己評価の評価項目・指標等について特有の内容が考えら

れる、とされている。

現在のところ、県からは、各学校が学校評価を実施するに当たって、教育振興基本計画を踏まえ、どのように学校教育目標（あるいは中長期的な学校経営の方針）に落とし込むかについて、文部科学省から示されているGLと、県立学校には学校評価実施要項があるのみであり、手引きといった形で具体的には示されていない。また、県立学校が実施している学校評価では、目標設定は基本的に学校に任されている。

県の教育振興基本計画における取組方針や目標は県教育委員会が主導して策定するものであり、どの学校にどういった取組を促し、教育振興基本計画の達成に資する学校評価として、より一層有意義なものにするためにも、各学校の助けとなるような、県としての学校評価に関する手引きを整備することを求めたい。

なお、学校評価に関する手引きは、学校教育の段階（校種）を考慮して、小中学校と高等学校とは別に作成することが望ましく、その場合、それぞれの設置主体が作成することが適切であると考えられる。すなわち、高等学校（県立学校）については県が作成する方向で進め、小中学校については県が一定の監督責任を果たす形で、県が定めた手引きを参考に各自治体（市町村）が作成するよう促すことが適切であるとする。

また、県が示す方向性を、教育振興基本計画の項目に従い、学校・教職員に示し共有する手段として、県は年度ごとに「学校教育指導の方針と重点」を各学校の教職員に配付しており、これが、各学校等が学校評価における当該年度の重点目標を設定する際の参考となっている。この「学校教育指導の方針と重点」は、教育振興基本計画から学校に関するものを抜粋し、学校・教職員のその年度の取組に落とし込んだものである。過去からの改善・改良の変遷の中で、現在の形となっており、教育に携わる教職員が読めば、具体までイメージして読むことはできるとのことであるが、学校評価への活用という観点で、どの校種の取組として留意すべきものであるかがわかるように工夫することが望まれる。

④ 各学校の中長期的な取組への学校評価の活用について（意見⑨）

上述の①で述べた学校評価をPDCAサイクルにより持続的に進めていくためには、教育振興基本計画だけでなく、各学校の中長期計画も必要となるが、現在のところ、県ではそうした各学校の中長期計画は策定されていない。

令和3年3月31日に学校教育法施行規則が改正され、「スクール・ミッション」（各高校に期待される社会的役割）の再定義と、「スクール・ポリシー」（①育成を目指す資質・能力→②教育課程の編成・実施→③入学者の受入れに関する三つの方針）の策定・公表が求められることになった。高等学校教育の入学者選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続性を担保することを目的としたものであり、学校の設置者がスクール・ミッショ

ンを再定義し、その再定義されたミッションをもとに、各学校で三つのポリシーを策定することとなっている。

県は、目下、令和2年8月に答申『これからの県立高等学校の在り方について』を受けて、県立高等学校の再編と今後の在り方を取りまとめ、具体的な施策を立案している過程にあるが、各学校に期待される社会的役割（スクール・ミッション）の再定義とスクール・ポリシーの策定についても、その取りまとめと同時並行的に進められており、当該改正が施行される令和4年4月に公表の予定となっている。

各学校にどのような社会的役割が期待され、どのようなスクール・ポリシーが策定されているかは現時点では明らかでないが、現行の教育振興基本計画は令和4年度が最終年度となっていることを踏まえ、スクール・ミッションの達成に向けて、スクール・ポリシーと学校評価における重点目標や評価項目を関連させる仕組みを構築し、令和5年度に始まる次期の教育振興基本計画における期間で実践していくことが望まれる。

⑤ 高校教職員の人材育成について（意見⑩）

県立学校には、今後、各学校に定義されるスクール・ミッションに基づき、スクール・ポリシーを策定し、その実現に向けた中長期的・持続的な取組を補完する仕組みが必要であることは④で述べたとおりであるが、教育振興基本計画が5年間で策定されていることを踏まえると、県立学校の中長期的な取組もこれと対応する期間で計画・実行していくことが望ましいと言える。

この点において、当事者として先頭に立って、そうした中長期的な取組を進めるべき学校管理者である校長の任期には明確な定めがない。県としては、十分な任期確保に努めているとのことであるが、当事者として、中長期的な取組を計画し、その期間にわたり完遂できる環境にない場合がある。また、中長期的な取組は校長だけでなし得るものではなく、教頭以下、当該学校で教育活動に従事する教職員が組織的に一体となって取り組むべきものであるが、校長以外の学校現場で働く教頭以下の教職員にも異動による一定の流動性があるため、その学校の取組を中長期的な視点で検討することをより強く意識した組織づくりが必要な状況であると認められる。

学校経営として、各学校がそれぞれの特色を形成・確立していくためには、各学校のミッション・ポリシーに適った教職員を育成し配置することが、人事権を有する、設置者たる県に求められると考える。そのため、教員研修についても、これまでも資質・能力の向上に関する指標や研修体系の見直しが図られてきたところではあるが、今後は各学校が再定義されたミッションとポリシーを踏まえて、それぞれの特色を形成・確立していくために、求められる人材像とスキル、人員規模を設定した上で、それに適う人材を育成し、各学校の特色に応じて配置していく必要がある。そのような観点から、どのような研修が必要であるかを県が体系的に企画す

るとともに、上述④に述べた仕組みの中に当該学校の教職員が受けるべきものを落とし込むことが求められる。

⑥ 県立学校の学校評価に関する公表のあり方について（意見⑩）

前述のとおり、県は県立学校の設置者として、各県立学校から学校評価に係る報告書、具体的には「学校評価シート」の提出を受けている。県は、提出義務については各県立学校からの提出の有無を管理しているが、一方で、公表義務については適切に公表されていることの確認が網羅的に行われていない。

学校評価に関する情報の公表の方法は、学校評価実施要項において「校長の判断により決定するものとする」とあり、各県立学校に任されている。公表方法が各県立学校に任されている結果、現状では、当該学校のホームページで掲載を見つめることができれば、学校評価の情報を閲覧することができるが、そうでなければ県民が当該学校の情報にアクセスすることは困難であるとする。

なお、学校評価実施要項では「自己評価の結果及び今後の改善方策を広く保護者等に公表する」とあるが、GLでは「広く保護者や地域住民等に公表する」となっており、地域住民への情報開示の意識に欠けるとも見受けられる。

前述のとおり、目下、県は県立高等学校の再編整備と今後の在り方を取りまとめ、具体的な施策を立案している過程にあるが、今後、各学校がどのような特色を目指して、どのような方針のもとで運営されているかを県民に知らしめることの意義は高いものとする。

現状、教育委員会のホームページにはリンク集に「県内公立学校一覧」が設定されており、そこから各学校のホームページを閲覧できる状況にはある。しかし、各学校のホームページの運営は各学校に任されているため、学校評価の情報を閲覧しようとしても、どこに掲載されているかがわかりづらく、当該情報へのアクセスが必ずしも容易でない学校が多い。県立学校全体としての情報開示の一覧性は担保されるべきであり、教育委員会のホームページにおいて、提出されている学校評価シートを一覧で閲覧できるようにする、もしくは、各学校共通して掲載すべき項目とホームページ構成上の示し方について一定のルールを設けて各学校に掲載を指示することが望ましい。

⑦ 第三者評価の実施について（意見⑪）

GLに示されているとおり、学校評価には、自己評価、学校関係者評価、第三者評価がある。このうち、自己評価と学校関係者評価は、法令上の義務付けとなっているが、第三者評価は法令上の義務付けがなく、学校とその設置者が必要と認めて実施するものとなっている。

GLにおいて、第三者評価の趣旨は、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、学校評価全体を充実する観点から評価を行い、学校の優れた取組や今後

の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することにあるとされている。その趣旨に沿って、実際に第三者評価を率先して実施している県もある。

既述したように、今後、県立高等学校の再編、各学校のミッションの再定義、ポリシーの策定が進められることにより、県立学校の運営（学校改革）は新たなステージに進むこととなる。新たなステージでは、再定義されたスクール・ミッションの実現に向けて持続的な取組を進め、学校としての特色を形成・確立していくことになるため、PDCAサイクルによる学校マネジメントが一層重要となる。その学校マネジメントが適切に進捗しているかどうかを評価する手法として、第三者評価の実施が有用であると考ええる。

高等学校の再編整備基本方針と今後の在り方の取りまとめは、目下の第3期教育振興基本計画での「信頼される質の高い教育環境づくり」における最重要テーマの一つであると認識される場所である。その基本方針に基づいて各学校がスクール・ミッションの実現に向けた具体的取組を進め、それぞれの特色を形成・確立していく礎を築くことが、次期教育振興基本計画で目指すところになるものと考ええる。そのような各学校の取組を客観的に評価し、スクール・ミッションの実現という目標に向けて改善を促す持続的な仕組みを構築することが望まれる場所であり、その一環として、第三者評価の実施を見据えるべきである。遅くとも、次期教育振興基本計画期間の終期での第三者評価の実施を見据え、それに向けて計画的に検討・準備を進めることを求めたい。

【5】危機管理及び安全管理

1. 概要

(1) 防災管理

教育委員会では防災管理として「学校における防災教育・安全指針」を策定している。これは、県の児童生徒一人ひとりが様々な災害に対して学び、有事の際には自らを守り、行動することができる力を養うことを目的とするものである。

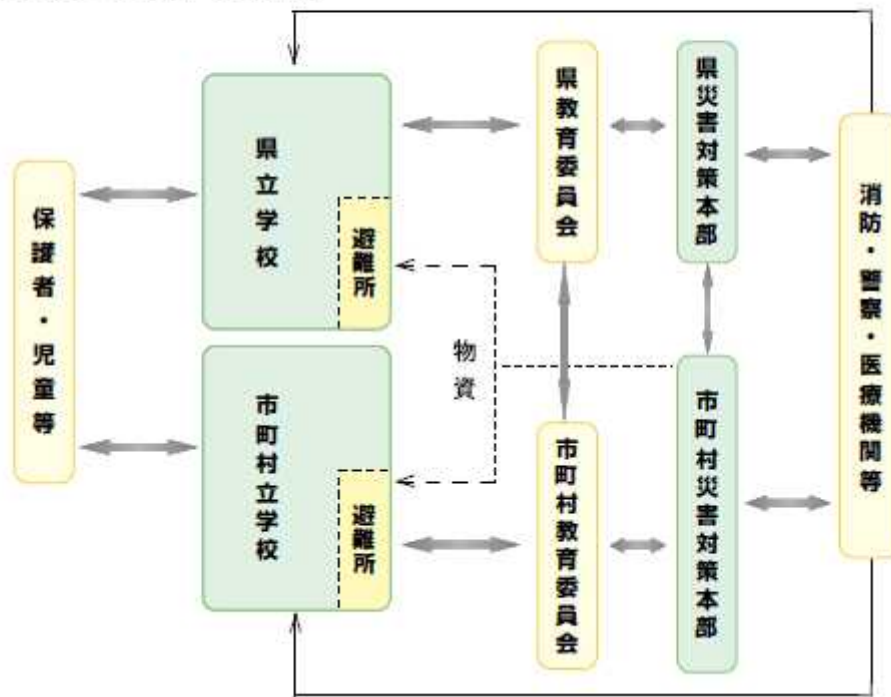


このマニュアルでは防災教育について基本と実践に分けてわかりやすく教育に組み込む指針を立てており、災害の発生時の連絡・連携の体制を整えている。様々な状況下を想定した対応例などもマニュアル化されている。

災害発生時の対応

1 災害発生時における連絡・連携

(1) 関係機関等との連絡・連携体制



(出所：「学校における防災教育・安全指針」より一部抜粋)

また、マニュアル化だけではなく災害発生時の避難訓練も実施しており、児童生徒、及び教職員がいつどのようなときも冷静に行動できるような施策も行われている。

(2) 不祥事防止

教育委員会からは毎年4月に「不祥事防止マニュアル」や校内研修で活用することができる事例集を各学校に配布している。また、各学校において不祥事未然防止のためのチェックシートの活用によって不祥事を未然に防止するための教職員の意識の向上を図っている。

不祥事防止マニュアル

「教職員の不祥事根絶に向けて」

令和3年4月
和歌山県教育委員会

目 次

はじめに	1
本県教職員の過去5年間の懲戒処分状況	2
不祥事根絶の決意	2
【解説】	
Ⅰ 飲酒運転	3
Ⅱ 交通事故等	7
Ⅲ 体罰	10
Ⅳ 窃盗(万引き)	13
Ⅴ わいせつ行為等	15
Ⅵ ハラスメント	19
Ⅶ 公金等の不正処理	22
Ⅷ 個人情報の漏洩	24
【資料】	
体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について	27
問題行動を起こす児童生徒に対する指導について	33
和歌山県教育委員会教職員倫理規則(第6条)	38
懲戒処分による給与等への影響	40
緊急メッセージ(平成30年11月15日)	41
懲戒処分の指針	42
懲戒処分の公表基準	47

(出所:「不祥事防止マニュアル」)

2. 監査の視点

- (1) 教育委員会において、安全管理・危機管理に関するマニュアルや管理体制及び避難訓練の計画が整えられているか
- (2) 各学校において教育委員会より配布されている不祥事防止マニュアルや事例集等について教職員がどの程度理解・把握しているか、及び実際に事故が発生した場合の報告手順が確立されているか

3. 監査手続

- (1) 教育委員会に対して安全管理・危機管理に関する対応事項や規程の有無のヒアリング
- (2) 教育委員会に対して事故・不祥事・保護者への対応等について未然に防ぐための取組や実際に発生した場合のルール等のヒアリング
- (3) 監査対象とした学校に対して安全管理・危機管理に関する対応事項や規程の有無のヒアリング

- (4) 監査対象とした学校に対して令和2年度に実際に発生した事故・不祥事の有無を確認し、その際には適切な対応・報告がなされているかのヒアリング
- (5) 監査対象とした学校の校長あるいは教頭が、教職員に対して不祥事防止マニュアルの理解度を確かめるための方策をとっているかのヒアリング

4. 監査の結果及び意見

(1) 不祥事防止マニュアル等の教員への確認について（意見⑬）

教育委員会より、毎年度初めに「不祥事防止マニュアル『教職員の不祥事根絶に向けて』」が各教員に配付され、各高校での校内研修会等において、その内容について説明が行われている。

その後、年度途中の校長と教員の面談時にも改めて不祥事防止マニュアル等について理解がされているか等を校長から教員に質問したりする学校もあるが、このようなケースでは、質問をしているだけでは実際に教員が適切にマニュアル等の内容を理解しているかまでは把握できていないと考えられる。

このため、例えば、マニュアルに記載している内容について校長からどのような記載があったのか等を口頭であったとしてもより深度のある理解ができているかを把握するように努めるべきであり、マニュアルに限らずこのような不祥事を起こさせないように教職員に対して公務員としての服務規律の遵守と綱紀の厳正保持について更なる注意喚起を行うべきである。

【6】物品及び備品管理（含：図書、薬品）

1. 概要

(1) 物品（図書、薬品以外）

①調達事務

物品の調達については、学校事務担当者が物品調達伺書等を起案し、校長までの決裁を得る。

集中調達物品については物品電子調達システム上、会計局総務事務集中課又は振興局（和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）で定められた振興局。和歌山県物品調達事務規程14条1項、和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第31条）で一括して入札手続が行われる。

集中調達物品以外の物品の調達（印紙類等の集中調達しがたい物）の場合も同様に、財務規則の定めるところにより手続が行われる。

入札後は「入札等結果通知書」が会計局総務事務集中課又は振興局から学校へ物品電子調達システム上で送付される。

「入札等結果通知書」記載の納入期限までに学校に物品が「納品書」と「集中調達物品請求書」とともに納入される。納品時は発注者とは別の事務担当者が検品を行い、「納品書」と「集中調達物品請求書」に学校受付印が押印される。

納品・検収後、物品電子調達システム上、支出票（支出負担行為即支出命令）を発注者が起案し、校長まで決裁後、会計局会計課又は振興局に提出され、審査（確認）し問題なければ支出（学校予算から差引）が行われる。

②管理事務

備品については、年に1度、当期に取得した備品について、現物確認を実施している。和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）によれば、毎年度末に物品現在高報告書を作成するためである（第52条）。毎年、全ての備品を現物確認している学校もあれば、当年度に取得した備品のみ現物確認を実施し、過年度に取得したものについては、廃棄・除却について記録に基づいて数量の管理をしている学校もあり、現物確認の方法については統一していない。

③廃棄事務

備品については、不用の決定の基準、不用品の廃棄の基準は、和歌山県物品管理等事務規程に記載がある（第30条、第35条）。

学校事務担当者が「物品不用調書」を作成し、校長までの決裁を受けたのち、処分業者を選定する（選定方法は役務調達等公開システムに案件情報を掲載、入札又は見積合わせにて決定）。

業者決定後、「不用品処分調書」を作成し、校長までの決裁を受けて業者に物品を引き取ってもらう。産業廃棄物であればマニフェスト等も入手する。

(2) 図書

①調達事務

購入図書のリストアップは、図書選定委員会等で選定している。
その後の流れは物品と同じ。

②管理事務

監査対象とした学校については、図書システムに登録されている図書について、年に1度、長期休暇等に、システムからリストを出力して現物確認を実施している。現物確認の時期や方法については県立学校で統一していない。

③廃棄事務

物品と流れは同じ。

(3) 薬品

①調達事務

物品と流れは同じ。

②管理事務

薬品については、毒物や劇物に該当する薬品も保管していることから、特段の管理が実施されている。毒劇物に関しては、厚生労働省より盗難・紛失防止策を講じるように通知があった（平成20年2月21日、薬食化発第0221001号）。

学校では、理科準備室等の鍵のかかる机の引出し等に保管庫の鍵を入れており、机の引出しは理科教師が管理し、必要に応じて鍵を開けて薬品の取り出しをしている。毒劇物についても、理科教員であれば誰でも取り出し等是可以する（資格保有者しか触れないといったことはない）。なお、理科室準備室等は夜間には警備会社のセキュリティをセットしている。

全ての薬品は使用の都度、日付・品目・使用量を管理簿に記録をしている。

また、監査対象とした学校については、学期に1度、現物確認をしている。

③廃棄事務

役務調達等公開システムに案件情報を掲載、入札又は見積合わせにて業者を決定し廃棄。

2. 監査の視点

- (1) 教育委員会及び関連する部局・学校の事務事業の執行が適正かつ経済的・効率的に行われているか

(2) 教育委員会及び関連する部局の学校の運営・管理が適切に行われているか

3. 監査手続

- (1) 教育委員会及び学校に関する概要の把握
- (2) 教育委員会及び関連する部局、学校からのヒアリング
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 監査対象とした学校へ現地視察の実施
- (5) 監査対象とした学校に関する運営・管理状況のヒアリング
- (6) 監査対象とした学校にて、物品調達事務、不用品廃棄事務、現物確認に関するサンプルテストを実施

4. 監査の結果及び意見

(1) 備品の現物確認について（意見⑭）

高校では、1年に1度、高校が保有する備品について、現物確認を行い、県所定の様式である「備品出納調」に品名ごとに前年度からの繰越数、取得、管理換・貸付け等、処分、差引現在数を記録して県に報告する必要がある。また、重要物品については「重要物品出納調」、物品については「物品現在高報告書」を備品出納調と同様に作成し県に報告している。

なお、物品の現物確認については、「和歌山県物品管理等事務規程」に、毎年会計年度末の物品現在高報告書の作成に係る規定（第52条）がある。当該規定は現物確認について明確な規程を定めている訳ではないが、報告書は現物確認を前提として作成するものと考えられている。しかし、現物確認の手順についてのルールはなく、図書についても、毎年度に現物確認を実施しているが、現物確認のルールはなかった。

これらの調を報告するためには、本来、年度末あるいは年度の一定の時点で備品の現物調査を全数行うことが必要となる。しかし、毎年度、全数調査を行っている高校もあれば、過年度に実施した全数調査以降は当年度の増減があった備品のみを現物調査する高校もあるなど、高校によってやり方に違いがある状況が認められた。

当年度の増減があった備品のみを現物調査する高校へ照会したところ、「高校では机や椅子等備品が相当な量になるため、過去に一度、現物調査をした時点で数量は固まっており、紛失等の可能性は備品の性格からして限りなく低いと考えて、それ以降は年度で動きのあった備品のみを対象としている。」との回答であった。

校内の物品については、公金である税金で措置された県の財産であるという意識を全職員に意識付け、その管理については校内全体で取り組むべきである。職員は、教科や校務分掌により、担当している箇所に存在している備品について管理する。全数調査は毎年実施し、物品担当事務職員のみではなく、学校全体で取り組む体制とすることが望ましい。

また、物品（図書を含む。）について、現物確認の実施ルールがないため、統一のルールを策定し、県の財産である物品について適切に管理することが望ましい。

(2) 物品貸付調書の作成漏れ（指摘②）

和歌山県物品管理等事務規程第 20 条において、物品を貸し付ける場合は、物品貸付調書により決定する旨が定められている。

和歌山東高等学校において監査人が選定したサンプルによる現物確認を実施した際に、1つの物品（寝袋）について外部に貸出中で、現物の確認ができない状況であったため、物品貸付調書の作成の有無を確認したところ、当該調書が作成されていなかった。

本来であれば、貸し出す前に、物品貸付調書を作成し、学校長の決裁を経て貸し出しを実施するルールとなっているが、当該決裁を経ずに担当者の判断で貸し出しをしてしまっている状況であった。

物品を外部に貸し出す際に、物品を適切に管理するためにも物品貸付調書の作成は必須であり、漏れなく作成する必要がある。

(3) 備品シールに記載される物品番号（指摘③）

和歌山県物品管理等事務規程第 14 条において、「備品には、県有であることを表示しておかなければならない。」とあり、そのために県では物品に備品シールを貼り付ける運用となっている。

那賀高等学校及び和歌山東高等学校において監査人が選定したサンプルによる現物確認を実施した際に、物品管理台帳に記録されている物品番号と備品シールの物品番号を照合したところ、備品シールに物品番号が記載されておらず、物品の分類コードが記載されているものが一部発見された。

物品の分類コードは、机や椅子などの物品種類別に設定されている番号であり、物品1つ1つに採番される物品番号とは異なるものである。

物品管理を適切に実施するためには、物品管理台帳と現物の照合を定期的を実施すること、物品管理台帳と紐付けるために備品シールを適時・適切に作成し、漏れなく張り付けることが重要であり、どちらかが実施できていない場合は、物品管理が適切に実施できない状況となる。

そのため、物品管理台帳との紐付けが適切にできるよう、備品シールには分類コードではなく、物品番号に修正すべきである。

(4) 設備の更新について（意見⑮）

和歌山工業高等学校において、授業に使用する機械や工具が古く、旧式のものが散見された。

古い設備は、現在の安全基準に照らせば、基準を満たさないものがある。また、

工業高校など、就業につながる専門性を学ぶ学校においては、古い設備で学んでも、就職した会社の設備に対応できない可能性もある。時代の進展に即した設備や環境を整備し、生徒の将来のために必要な設備については、適切に更新することが望ましい。

(5) 長期間使用していない薬品の処分について（意見⑯）

薬品管理簿を閲覧したところ、10年以上使用記録のない薬品が散見された。薬品の保管・処分について訪問した高校については明確な規程はなかった。

授業内容や科目の教員によって使用する薬品は変化するものの、特に薬品の中でも毒物や劇物について使用見込みのないものについては、盗難にあった場合に影響が大きく、適切に処分し、必要な薬品以外は保有しないことが望ましい。

(6) 現物確認（指摘④）

和歌山工業高等学校において、屋外に設置しているサッカーゴールに備品シールが貼られていなかった。また、ボール盤や掃除機に貼られているシールの劣化が激しく、物品番号や取得日等が判別できない状況となっていた。学校内の備品類には、たとえ屋外の設置備品であっても、全て備品シールを貼り付け適切に管理すべきであり、また備品シールについては読み取りが可能となるように貼り替えを行うべきである。

【7】情報管理

1. 概要

(1) 県の ICT 教育の取組

第3期和歌山県教育振興基本計画によれば、以下の方針と取組が掲げられている。

<教育振興基本計画の方針>

- ・これからの社会を生きる全ての子供に対して情報活用能力を育成するため、発達の段階に応じて体系的に ICT 教育を進める。
- ・ICT を効果的に活用した児童生徒にとってわかりやすく理解が深まる授業の実現を目指す。
- ・校務の情報化に進め、校務の負担軽減、教育の質の向上等を進める。

<重点に対する取組>

- ・情報教育の充実
- ・「きのくに ICT 教育」の推進
- ・教員の ICT 活用指導力の向上と ICT を効果的に活用した授業の推進
- ・学校における ICT 環境の整備
- ・校務の情報化の推進
- ・市町村における統合型校務支援システムの整備促進

県は、令和2年6月、県立高等学校の生徒1人1台 PC 端末導入を補正予算案に盛り込み、同年12月末までに約2万台の「Surface Go 2」を導入した。それと同時に、全生徒分の「Microsoft365」のライセンス及び全教職員分の「Office365」のアカウントも取得した。文部科学省の GIGA スクール構想により、全国の公立小中学校で1人1台 PC 端末を活用した学びが始まっているが、高校で導入されたのは、県が初めてである。

機器の導入に伴い、機器の管理や、教員・生徒に対して情報リテラシーの学習や、情報セキュリティについて重要となる。

(2) ネットワークと機器の種類

学校にある情報機器等は主に①教職員が使用するパソコン（以下、「校務用パソコン」という）、②事務員が使用する、調達システムを有するパソコン（以下、「物品調達用パソコン」という）、③生徒に貸与しているタブレット型パソコン（以下、「生徒用端末」という）がある。

(3) 物理的管理

校務用パソコンからデータを外部（自宅や教師本人の個人パソコン等）に持ち出す場合には「データ持ち出し管理簿」に記載し決裁がないと持ち出せない。また、USB についても個人の USB の使用時には必ずウイルスチェックを行わないと校務用

パソコンに挿せないようになっている（個人パソコンで作成したデータを校務用パソコンに取り込む際には管理簿の記載は必要ない。）。

教職員が校務用パソコン本体を外部に持ち出す場合も管理簿に記載し、校長の承認を得る。

生徒用端末については、基本的に生徒が保有し、管理する。

(4) セキュリティ管理

県でも学校でも使用する校務システムにログインする場合には、ID と登録した顔認証を実施しなければログインできない。ログイン時は正面の顔だけでなく、正面・左側・右側等が求められ、セキュリティが強化されている。

生徒用端末については、個人別に ID とパスワードが付与され、パスワードについては定期的な変更はない。

県では、情報パトロールを実施し、定期的にネット上に生徒の不適切な書き込み等がないかチェックしている。

2. 監査の視点

- (1) 教育委員会及び関連する部局・学校の事務事業の執行が適正かつ経済的・効率的に行われているか
- (2) 教育委員会及び関連する部局の学校の運営・管理が適切に行われているか

3. 監査手続

- (1) 教育委員会及び学校に関する概要の把握
- (2) 教育委員会及び関連する部局、学校からのヒアリング
- (3) 関連する法令・条例・規則・要領・要綱、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 監査対象とした学校へ現地視察の実施
- (5) 監査対象とした学校に関する運営・管理状況のヒアリング
- (6) データ持ち出し管理簿の閲覧・ヒアリング

4. 監査の結果及び意見

- (1) 各学校のホームページの運営支援について（意見⑱）

国（文部科学省）が進めている「教育の情報化」とは、

- ① 情報活用能力を育成する情報教育
- ② ICT を活用した教科指導
- ③ 校務の情報化

ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）
--

を通して教育の質向上を目指すものであり、県は、教育振興基本計画の基本的方向 2「信頼される質の高い教育環境づくり」の柱として「教育の情報化の推進」を掲げている。そして、全高校をネットワークで網羅した校務支援システムを全国的に

も先駆けて導入・運営し、さらに GIGA スクール構想の対象ではない高校にも 1 人 1 台タブレット端末を導入するなど、和歌山県の学校教育における情報化は、ハード面において進んでいると評価する。また、ソフト面では、Teams の活用方法やオンライン授業に関する資料・動画、トラブルや疑問等を共有できる環境を整え、教員個々の能力向上を支援しているところである。

ICT 教育に関しては、メリット・デメリットがあるものの、その効果は機器・環境の整備以上に、教育現場において ICT をどのように利活用するかにかかっている。これは、ICT 機器や教材を活用する教職員に、ノウハウの習得と ICT リテラシーを身につけることが求められることを示唆しており、それは多くの教職員にとって負担になることが懸念される。

一方、校務の情報化という観点から学校運営を捉えると、今後、各学校がスクール・ポリシーのもとそれぞれの特色を形成・確立していく上で、各学校の取組状況等を生徒保護者や地域住民に知ってもらうこと、客観的に見てもらうことが肝要であると考えられる。そのための手段として、ホームページを利用した情報発信が有用である。

現在のところ、各学校のホームページの運営は、基本的に各学校に任されているため、ホームページの作成やコンテンツの掲載を誰が担うかについても各学校の判断となっている。そのため、訪問した学校での質問や何校かのホームページの閲覧を通じて、そうした知識やスキルを持った教職員がいるかいないか、その教職員がどの程度の知識・スキルを持っているかによって、ホームページの利用・充実の度に差があるように見受けられた。

教育の情報化を推進するには、働き方改革を念頭に教職員の業務負荷軽減についても考慮することが必要である。実際の授業等での利活用に関しては、それぞれの教科や指導内容のために教員個人の努力や創意工夫によらざるを得ないところがあり、ICT リテラシーに係る負担は教員の本務として避けられないが、ホームページを利用した学校からの情報発信は教員でなくとも担当できることであり、教員の負担軽減の観点から何らかの対策を講じる余地があるものと考えられる。特に、今後、県立学校のあり方が注目される環境にあることを鑑みると、発信する情報の内容や質、閲覧のし易さなどが問われると考える。

そのため、ホームページの運営に関して、具体的なコンテンツやデザイン等は各学校に任せるとしても、掲載すべき基本的な事項や掲載方法に関する基本的なフレームについては、県が一定の方針ないしルールを示すとともに、各学校に対する支援策を県が率先して講じることが望まれる。

また、教職員の知識・スキルの向上支援についても、現在は資料や事例等の共有が中心であるが、教職員それぞれのレベルに応じた研修プログラムの提供や外部講習受講の補助など、実用的な知識・スキルの習得を後押しする積極的な支援が望まれる。

(2) パスワードの管理について（意見⑱）

県では、ICT教育のため、生徒1人に1台の端末を貸与することとなった。なりすましによる使用等、他者による不正使用の防止や悪用をさせないために、個々に配付するパスワードについて、生徒の情報セキュリティの力を向上させることは必要であるため、教育委員会として時代に応じた情報リテラシー教育を充実させていくべきである。

【8】寄付金管理

1. 概要

県では、個人や企業からの寄付金の受入れを行っている。寄付については寄付者の意向に沿って現金や現物など様々な形態で受け入れている。

県立学校への直接の寄付の場合においても各学校で規程を設けていないため、県の規程に則り寄付を受け入れ、管理している。

寄付受入れの具体的な手続は申込者から寄付申出書の提出を受けたのち、決裁を経て受入れが実施される。物品の場合には寄付物品受入調書が起票され、備品の場合は物品管理システムに登録されることになる。

ふるさと和歌山応援寄付（ふるさと納税）での寄付については基金に積み立て、予算編成時に必要額を取り崩し、予算化したのち各学校に予算として配分されることになる。

2. 監査の視点

- (1) 令和2年度の寄付金の受入れが、規程に則り実施されているか
- (2) 各学校に直接寄付された物品等がシステムに登録され、台帳により管理されているか

3. 監査手続

- (1) 寄付の受入状況について教育委員会へのヒアリング
- (2) 寄付受入促進に向けた取組状況について教育委員会へのヒアリング
- (3) 監査対象とした学校において、寄付の受入状況のヒアリングや寄付受入れに際しての決裁や受入調書の閲覧

4. 監査の結果及び意見

特になし

【9】奨学金管理

1. 概要

(1) 貸付事務

①貸付事務の流れ

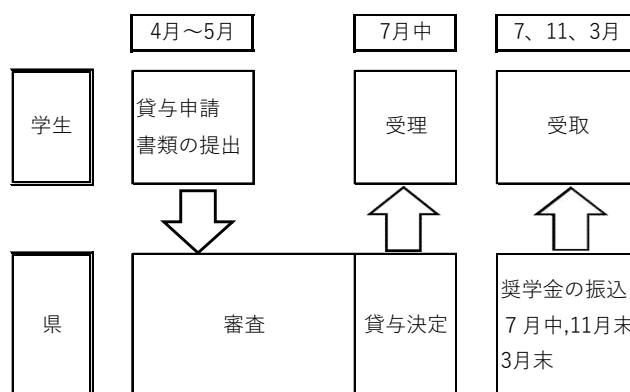
奨学金の種類は以下のとおりである。

種類	申込み対象者	受付時期	貸与方法	貸与金額	貸与期間	返還開始月 /返還期間
1 奨学金	高校生、高専生	4月～5月	月額貸与 【無利息貸与】	①公立・自宅通学 18千円 ②公立・自宅外通学 23千円 ③私立・自宅通学 30千円 ④私立・自宅外通学 35千円	全日制 3年間 定時・通信制 4年間	高校卒業後、6か月経過後 返還期間：10年以内
2 進学助成金	大学等進学予定者 ※自宅外通学者限定	10月～11月	入学前の一時金 【無利息貸与】	50万円以下、10万円単位	1回のみ	大学等卒業後、6か月経過後 返還期間：5年以内

(出所：生涯学習課が作成した資料)

その他、現在は募集を停止している地域改善対策進学奨学金がある。

貸付の流れは以下のとおりである。



(出所：生涯学習課が作成した資料)

②貸付状況

(単位：千円)

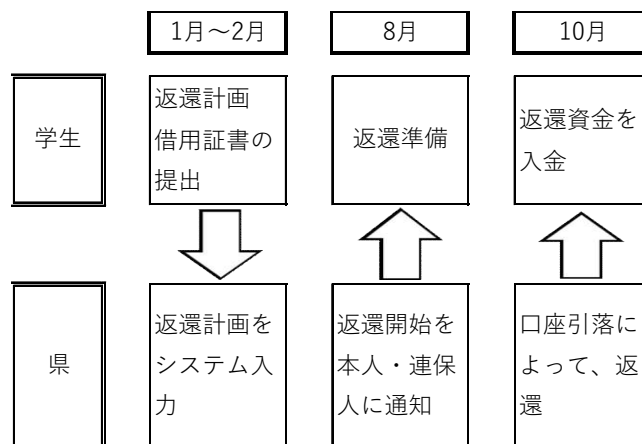
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
修学奨励金 貸付実績	198,915	168,578	143,532	130,202	104,624

(出所：生涯学習課が作成した資料を監査人が加工)

授業料に充てる支援金を支給することで教育費の負担の軽減を図り、それによって教育の機会均等を実現するために作られた、高等学校等就学支援金制度により、貸付実績は減少傾向にある。

(2) 回収事務

①回収事務の流れ



(出所：生涯学習課が作成した資料)

②債権管理方法

滞納状態	滞納件数 5回以下	滞納件数6回以上		外部委託を 行うも回収 できない
		滞納額 35万円未満	滞納額 35万円以上	
対応策	○督促状発布 ○電話督促	サービサー 委託	弁護士法人 委託	訴訟の提起

(出所：生涯学習課が作成した資料)

※資金不足にて口座引落しできなかった場合の再引落しは実施していない。

督促状発布時に、納付書(コンビニ払)を同封している。

滞納件数が5回を超えても連絡可能な滞納者については、県が回収業務を実施している。

サービサーとは、県に代わって回収業務を実施する業者である。

③償還状況

当年度を含む、過去5年間の償還状況は以下のとおりである(生涯学習課作成の資料を監査人が加工。)

・地域改善対策進学奨学金等償還状況

(単位：千円、%)

令和2年度	調定金額	収納金額	不納欠損額	未収入金額	償還率
現年度	55,367	42,115	50	13,202	76.07
過年度	600,790	51,312	38,094	511,384	8.54
計	656,157	93,427	38,144	524,586	14.24

令和元年度	調定金額	収納金額	不納欠損額	未収入金額	償還率
現年度	63,801	45,873	1,030	16,898	71.90
過年度	720,831	48,034	85,337	587,460	6.66
計	784,632	93,907	86,367	604,358	11.97

平成30年度	調定金額	収納金額	不納欠損額	未収入金額	償還率
現年度	70,237	47,404	63	22,770	67.49
過年度	821,875	59,944	59,726	702,205	7.29
計	892,112	107,348	59,789	724,975	12.03

平成29年度	調定金額	収納金額	不納欠損額	未収入金額	償還率
現年度	88,901	55,467	1,277	32,157	62.39
過年度	867,721	44,949	30,861	791,911	5.18
計	956,622	100,416	32,138	824,068	10.50

平成28年度	調定金額	収納金額	不納欠損額	未収入金額	償還率
現年度	107,079	66,727	-	40,352	62.32
過年度	880,580	39,888	12,376	828,316	4.53
計	987,659	106,615	12,376	868,668	10.79

地域改善対策進学奨学金については、現年度の償還率は60%を超えるが、過年度の償還率は10%を下回っている。過年度の割合が全体の大半を占めるため、現年度・過年度を合わせた償還率は10%程度となっている。

・修学奨励金償還状況

(単位：千円、%)

令和2年度	調定金額	収納金額	不納欠損額	未収入金額	償還率
現年度	258,591	239,322	292	18,977	92.65
過年度	85,460	31,196	140	54,124	36.56

計	344,051	270,518	432	73,101	78.73
---	---------	---------	-----	--------	-------

令和元年度	調定金額	収納金額	不納欠損額	未収入金額	償還率
現年度	265,553	241,950	292	23,311	91.21
過年度	90,462	26,688	102	63,672	29.54
計	356,015	268,638	394	86,983	75.54

平成30年度	調定金額	収納金額	不納欠損額	未収入金額	償還率
現年度	259,387	236,763	-	22,624	91.28
過年度	85,721	17,882	-	67,839	20.86
計	345,108	254,645	-	90,463	73.79

平成29年度	調定金額	収納金額	不納欠損額	未収入金額	償還率
現年度	250,078	226,533	-	23,545	90.59
過年度	77,787	15,596	-	62,191	20.05
計	327,865	242,129	-	85,736	73.85

平成28年度	調定金額	収納金額	不納欠損額	未収入金額	償還率
現年度	247,578	226,698	-	20,880	91.57
過年度	74,713	17,806	-	56,907	23.83
計	322,291	244,504	-	77,787	75.86

修学奨励金の償還率は、現年度について90%を超え、過年度について20%を超える。また、現年度と過年度を合わせた償還率は70%を超えている。不納欠損処理を実施したのが、弁護士法人へ回収業務を委託した令和元年度以降である。

④サービサーや弁護士法人への回収業務の委託について

令和元年度より、一部の滞納者に対して、サービサーや弁護士法人に回収業務を外部委託している。

委託先		平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービサー	委託金額(千円)	69,731	58,744	37,535
	回収金額(千円)	12,563	14,602	16,062
	回収率(%)	18.02	24.86	42.79
弁護士法人	委託金額(千円)		23,639	36,342
	回収金額(千円)		7,190	11,835
	回収率(%)		30.42	32.57

サービサー、弁護士法人ともに、年が経過するにつれ回収率が大きくなっている。

2. 監査の視点

- (1) 教育委員会及び関連する部局の事務事業の執行が適正かつ経済的・効率的に行われているか
- (2) 奨学金の貸与事務が適切に行われているか
- (3) 奨学金の回収事務が適切に行われているか
- (4) 債権管理に係る事務が適切に行われているか

3. 監査手続

- (1) 教育委員会及び関連する部局からのヒアリング
- (2) 関連する法令・条例・規則・要領・要綱等の閲覧
- (3) 当年度の新規奨学金貸与者一覧より、サンプルを抽出し、抽出したサンプルに係る奨学金貸与の一連の書類の閲覧・ヒアリング
- (4) 奨学金滞納者のデータより、サンプルを抽出し、抽出したサンプルに関する滞納者の記録の内容の閲覧・ヒアリング

4. 監査の結果及び意見

- (1) 時効の援用による、奨学金の不納欠損について（意見⑱）

令和2年度に処理した奨学金の不納欠損の金額の合計は38,796千円であった。その内訳は、自己破産によるもの3,190千円、時効の援用によるもの35,606千円であり、時効の援用によるものが90%を超える。

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号。令和2年4月1日施行）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第167条第1項によれば、「債権は、10年間行使しないときは消滅する。」ため、奨学金の時効は10年である。また、民法第145条によれば、時効の援用とは、債権者に対し時効を迎えたので借金の返済をしないという意思表示である。債務者は債権者に対して時間が経過しても借金はなくなる。債務者は時効により債務を抹消したいのであれば、時効を援用しなければならない。

時効の援用をする条件は3つであり、①債権の消滅時効の期間が過ぎていること、②債権者が自分に対して裁判を起していないこと、③債務のあることを認めていないことである。

不納欠損票に添付されている、奨学金の滞納者の個別の債権回収の記録によれば、滞納者が職員の再三の対応にもかかわらず、不在や連絡が取れない等、債務の存在を認めようとしていない。このような状況にもかかわらず、時効の経過後、時効の援用のために連絡がつくのは滞納者にとって都合の良い話である。

時効の援用により不納欠損の対象となった金額は少額であるとは言えない。県としては、引き続き、滞納者と連絡をとり、奨学金には返済の義務があり債務の存在を認めさせて債権の回収を実施し、必要な場合には時効が消滅する前に裁判を起こし、県の資産である債権を回収することが望ましい。

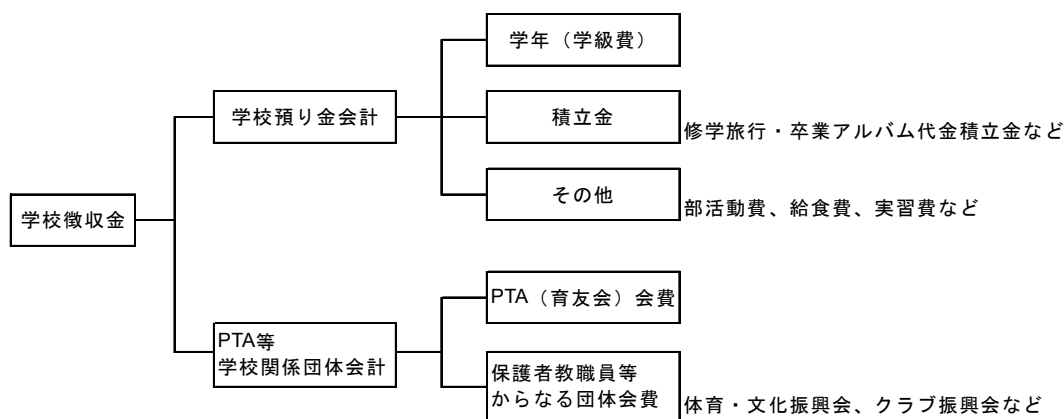
【10】学校徴収金

1. 概要

各県立学校においては、公費以外で保護者から直接徴収する資金を管理、使用することで教育活動を支える会計（県費外会計）がある。

県費外会計には、学校預り金会計内の学校徴収金と、学校関係団体から委任を受けて処理する学校関係団体会計内の学校徴収金がある。前者の徴収金においては主に各学校のクラスごとに授業で使うテキストや道具の購入に使われ、そのほかにも、学校ごとに積立金として修学旅行や卒業アルバムの制作のための費用を積み立てている場合もある。つまり、生徒個人が受益者となる経費を保護者が負担するための徴収金である。

（学校徴収金の種類）



（出所：教育委員会より入手した資料）

教育委員会においては学校徴収金取扱要綱（学校預り金会計）において取扱いの基本原則を定めている。（以下、抜粋）

（取扱いの基本原則）

第2条 学校徴収金の取り扱いは、次の各号に掲げる事項に留意し、適切な管理運用を図ること。

- （1） 効率的な執行と経費節減に留意するとともに、それぞれの学校徴収金の必要性及び金額について精査し、保護者負担の軽減に努めること。
- （2） 徴収の目的、金額、徴収方法等について保護者に事前に説明を行い、事後には執行について報告を行う等、生徒及び保護者への説明責任を果たすこと。
- （3） 事務執行については、役割分担、責任体制を明確にし、事務処理の透明化、適正化を図ること。

また、学校徴収金取扱要綱（学校預り金会計）の主な規程を抜粋すると、以下のとおりである。

(学校徴収金の管理)

第4条 学校徴収金は、原則、金融機関に預金し管理する。

(収入)

第5条 収入金の納入は、口座振替（または口座振込）によるものとするが、必要がある場合は、現金により収納することができる。現金により収納した場合は、学校で保管せず速やかに金融機関に預け入れる。

- 2 現金により納入された場合は、納入者に領収書を交付する。
- 3 収入金が納入された場合は、金銭出納簿に収入状況を記入する。

(支出)

第6条 支出は、口座振込によるものとするが、必要がある場合は、現金により支払うことができる。

- 2 支出金については、金銭出納簿に支出状況を記入する。

(経理状況の確認)

第7条 校長は、少なくとも年2回、各会計の経理の状況について、確認するものとする。

(決算)

第9条 会計責任者は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を作成し、検査を受け、校長に報告する。

- 2 各学校徴収金の決算は、校長が保護者に報告する
- 3 決算余剰金が生じた場合は、原則として、保護者に返金する。

(検査の実施)

第11条 会計責任者は、収支決算書作成後速やかに、校長が選任した者から検査を受けなければならない。

- 2 検査を実施した者は、その結果を速やかに校長に報告する。

(関係書類の保存)

第12条 収入・支出の証拠書類は、3年間保存しなければならない。

2. 監査の視点

- (1) 学校徴収金の徴収・管理が適切に行われているか

3. 監査手続

- (1) 監査対象とした学校で取り扱っている学校徴収金の種類についてのヒアリング
- (2) 監査対象とした学校に学校徴収金にかかる取扱い規程や要綱の有無の確認
- (3) 監査対象とした学校に学校徴収金に関する一連の業務フローのヒアリング
- (4) 学校徴収金の収支決算書の閲覧

4. 監査の結果及び意見

(1) 学級費の支出の裏付けとなる領収書等について（意見⑳）

和歌山東高校では、県費やPTA会費以外の、学校内で現金徴収する経費の透明かつ適正な執行を図るために、「学校徴収金の会計処理に係る取扱要綱」を定め、平素の教育活動を遂行するために教職員が保護者から現金徴収する学級費（学校徴収金の1つ）の管理方法について定めている。当該取扱要綱によれば、「出納については、金銭出納簿等に必要事項を記入し、併せて支出の裏付けとなる領収書等を保管する」ことになっている。

そこで、監査人が1クラス分の金銭出納簿をサンプルとして確認したところ、「支出の裏付けとなる領収書等」の全てが、学外の業者等が発行した領収書ではなく、学内の教職員が発行した領収書となっていた。

これは、各科目の担当教員等が、授業で使う教材を立て替えて支払い、後に学級費を管理するクラスの担任教員に、授業で使用する教材費として立替分を精算する際にその立て替えた教員が現金を受け取ったことを意味する領収書を「支出の裏付けとなる領収書等」としていたことによるものである。

「支出の裏付けとなる領収書等」は、本来、外部の業者等が発行する領収書を支出の根拠として保管することが適切であり、学内の教職員が発行した領収書と比較して、支出の裏付けとしての証拠力がより高いものである。現金徴収する経費の透明かつ適正な執行を図るためにも、可能な限り外部の業者等が発行する領収書を「支出の裏付けとなる領収書等」として金銭出納簿に添付して管理すべきである。

(2) 学級費の取扱い（指摘㉑）

学級費を各担任名義の口座にて管理しており、学級費の残額については年度末に精算し生徒に返金しているが、返金額について金額や内容の確認を第三者が実施していない高校が見受けられた。

公金ではない学級費であるが、全生徒から現金を集めて預かっている以上は厳正に管理し、正確に精算しなければならない。したがって、学級費について、年度末に精算した際には、事務室に通帳、報告書、各経費の領収書とともに提出し、検査・確認を受けるべきである。また、事務室にて金額の正確性ととも、クラス間比較や経年比較をすることで金額の妥当性についても検討するべきである。

以 上

和歌山県報

令和四年五月三十一日

号外二

別冊